

Ⅱ 世界の貿易ルール形成の動向

1. 世界と日本のFTAの現状と展望

(1) 世界のFTA概観

■地域横断からメガFTAの時代へ

世界の自由貿易協定（FTA、発効済み）の数は、2014年7月25日現在で264件となっている（ジェトロ調べ、関税同盟を含む。世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照）。世界では2000年以降、2001年を除き毎年10件以上のFTAが新たに発効し続けており、13年は11件、14年は7月まで4件が発効した（図表Ⅱ-1）。

近年の傾向は、地域横断型FTAの増加だ。北米自由貿易協定（NAFTA）など近隣国同士の経済統合の締結が1990年代に一段落し、2000年以降はグローバルな企業活動の実態を後追いするように、日本-メキシコ、米国-

図表Ⅱ-1 世界の地域・年代別FTA発効件数（2014年7月25日現在）

年	アジア 大洋州	米州	欧州	中東・ アフリカ	ロシア・ CIS	地域 横断	合計
1955～59			1	1			2
60～64		1	1	1			3
65～69							0
70～74		1	1			2	4
75～79	2					1	3
80～84	2	1					3
85～89		2		1		2	5
90～94	4	1	5	1	6	2	19
95～99		4	3	7	16	6	36
2000～04	9	6	5	10	3	19	52
2005～09	20	9	4	4	2	35	74
2010～14	11	10	7			2	27
発効年不明				4			6
合計	48	35	27	29	29	96	264

2000	1		1	5	1	6	14
2001	1	1		1	1	3	7
2002	1	2	2	2	1	2	10
2003	3	1	1	2		3	10
2004	3	2	1			5	11
2005	5	1		1	1	7	15
2006	4	1	1	2	1	9	18
2007	3			1		6	10
2008	6	1	2			5	14
2009	2	6	1			8	17
2010	5	1	6		1	1	14
2011	3	1				10	14
2012		6	1		1	6	14
2013	2	2				7	11
2014	1					3	4

〔注〕単位：件数

〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

韓国など、地域横断的なFTAの締結が相次いだ。

90年代に発効した55件のFTAのうち地域横断型FTAは8件（割合で14.5%）にすぎなかったが、2000年代には発効した126件中54件（同42.9%）が地域横断型FTAであった。2010年代も、これまで発効した57件半数の27件（同47.4%）が地域横断型FTAである。

2013年はメガFTAが本格的に始動し、五つのメガFTAが揃い踏みした年となった。3月には日中韓自由貿易協定（日中韓）、4月には日EU経済連携協定（日EU）、5月には東アジア包括的経済連携（RCEP）の交渉が各々始まった。7月には米国EU包括的貿易投資協定（TTIP）の交渉が始まった。2010年に交渉が始まっていた環太平洋パートナーシップ（TPP）協定についても、7月に日本が参加したことで交渉が活発化した（図表Ⅱ-2）。

こうしたFTAのメガ化の背景には、2001年の米国同時多発テロ、2008年のリーマン・ショック、2011年の東日本大震災など、2000年代になって頻発した世界経済を取り巻く急激な変動に、WTOが対応できなかったことが大きな理由としてあげられる。これに伴い日本、米国、EUなどは、GATT/WTOを基軸としてFTAは補完的に使う、という通商政策の方針を、主要な貿易相手国とのFTAの締結を最優先するものへと、大きく舵を切ったのである。

■圧倒的規模感のメガFTA

①経済・人口規模

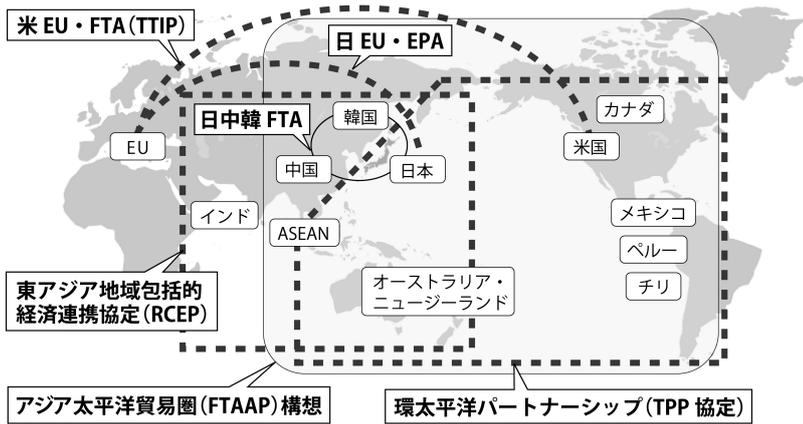
TPP、RCEP、日中韓、日EU、TTIPの五つのメガFTAについては、従来のFTAになかった圧倒的な規模感が特徴である。経済規模（2013年名目GDPベース）では、TTIPが世界のGDP合計の半分弱の46.2%を占めて突出している（図表Ⅱ-3）。

人口規模（2013年時点）では、中国とインドを含むRCEPが世界人口の半分弱の48.8%を占める。

日本が参加する四つのメガFTA、つまりTPP、RCEP、日中韓、日EUの規模を合計すると（重複を除く）、世界のGDP合計の79.8%、人口の63.4%を占める。このことから日本、米国、EU、中国、ASEANの中では、日本が最も多くのメガFTAに取り組み、カバーする経済と人口の規模が最大となることがわかる。

アジア太平洋地域のメガFTAの取り組みにおいて、TPPとRCEPの両方の交渉に参加しているのは、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN4カ国（ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム）であり、

図表II-2 世界のメガFTAマップ



[注] ① ASEANのうち、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイがTPP交渉に参加。

② FTAAPには、APEC加盟21カ国・地域が参加。

[出所] 各種資料からジェットロ作成

日本はリーダーシップを取る位置にある。

WTOドーハ・ラウンドに大きな進展がみられない中、日本はTPPに加えて、他のメガFTAも主導すべきである。TPPに関しては、交渉は最終局面に入っており、今後は①スピード、②技術標準・規制の統合、③中国の参加の3点を意識すべきだ。①では、TPP交渉の進展を加速させることで2015年内の妥結を目指す日EU、RCEP交渉を後押しすることができる。②では調和されたルール作りを行い、企業・産業のコスト削減に役立つ。③では、2001年のWTO加盟のように、中国が国内の構造改革を迅速に進めるために高水準で包括的なTPPに参加することを重視すべきである。TPPがアジア太平洋地域の経済統合において真の牽引役となるには韓国、フィリピン、タイ、インドネシア、インドといった国々の参加も進めることが重要である。

アジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP) の実現に向けては、TPPとRCEPがその両輪となる。TPPはグローバルな経済統合の実現に向け高水準のルール作りを目指す一方、RCEPはアジアでのサプライチェーン、販売ネットワークなどビジネス志向の仕組みの構築を目指している。そして、両者が相互補完的に機能することで、世界のGDP合計の57.6%、人口合計の39.9%を占めるFTAAPの実現に近づく。

② FTAカバー率

FTAのカバー率(当該国の全往復貿易額に占めるFTA締結国との往復貿易額の割合)は、日本18.2%、米国39.8%、EU27.8%、中国18.8%であるところ、メガFTAの締結を通じ

て、以前から低さが指摘されてきた日本のカバー率は73.1%となる(図表II-4、5)。

政府の成長戦略では、現行19%のFTAカバー率を2018年に70%にまで引き上げることが目標とされているが、メガFTAの交渉が順調にいけば目標を達成することができる。そのとき米国のFTAカバー率は64.0%、EUは45.0%、中国37.6%にとどまることから、4カ国・地域の間で一躍トップになることが見込まれる。

日本は後述するとおり、メガFTA以外にも複数の二国間FTA交渉を進めており、それらが全て発効するとFTA

カバー率は8割を超える。また、世界のメガFTAが完成すれば、日本企業は、日本を輸出先、輸入元にする取引のほか、第三国間においてもFTAを戦略的に活用できるようになり、企業の競争力が強化される。

■ グローバル化に不可欠なメガFTAの意義

① 企業の域内分業体制の整備

メガFTAの締結には大きな意義がある。まず、従来よりも大きな地域内において企業のサプライチェーンが再編もしくは新たに構築され、企業の域内分業体制の一層の効率化が図られる。域内のモノ・サービス貿易や投資

図表II-3 メガFTAの経済・人口規模

	経済規模(*1)		人口規模(*2)		国・地域数
	(兆ドル)	対世界シェア(%)	(億人)	対世界シェア(%)	
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定	27.8	37.5	8.0	11.4	12
東アジア地域包括的経済連携(RCEP)	21.3	28.7	34.4	48.8	16
日中韓自由貿易協定(日中韓)	15.3	20.7	15.4	21.9	3
日EU経済連携協定(日EU)	22.3	30.1	6.3	9.0	29
米国EU包括的貿易投資協定(TTIP)	34.2	46.2	8.2	11.7	29
日本が参加するメガFTA (TPP+RCEP+日中韓+日EU)	59.0	79.8	44.6	63.4	49
米国が参加するメガFTA (TPP+TTIP)	45.1	61.0	13.0	18.5	40
EUが参加するメガFTA (日EU+TTIP)	39.1	52.8	9.5	13.5	30
中国が参加するメガFTA (RCEP+日中韓)	21.3	28.7	34.4	48.8	16
ASEANが参加するメガFTA(*3) (TPP+RCEP)	41.6	56.3	39.5	56.2	21
アジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)	42.6	57.6	28.0	39.9	21
世界	74.0	100.0	70.4	100.0	189

[注] *1: 2013年名目GDPベース。*2: 2013年時点。

*3: ASEANは、TPPにはブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの4カ国のみ参加、FTAAP(APEC)にはカンボジア、ラオス、ミャンマーは未参加。

[資料] "World Economic Outlook", April 2014 (IMF)

などの自由化が進展し、貿易・投資ルールの一化・調和が進み、より一体化した域内市場が形成され、日本企業にとって新たなビジネスチャンスが生まれる。

ただし、メガFTA域内において企業に効果的なサプライチェーンを構築するためには、実務的には以下の2点が重要である。1点目は原産地規則の統一である。例えば、現状アジア域内の各FTAにおける原産地規則は各々異なっており管理が非常に煩雑になっている。日本企業からも、

それぞれルールの異なる原産地証明を取得するためのシステム開発に巨額の投資が必要になった、という声が上がっている。メガFTAは、参加国が12カ国、16カ国といった非常に大規模なもので広域である。そこでの原産地規則の統一は企業の管理コストの削減につながり、サプライチェーンの柔軟な構築を可能とする。

2点目は原産性の累積制度の導入である。製品の原産性はメガFTA参加国内で累積して満たせばよいということになれば、生産ネットワークを域内で柔軟に構築することができるようになる。

②国内経済改革の起爆剤

メガFTAは従来の二国間、複数国間のFTAよりも質的に高度な内容を目指すべきである。それはモノの貿易においてはほぼすべての品目について関税撤廃することを目指し、サービス貿易をこれまで以上に自由化し、投資や競争などの新たなルールを策定することである。これらを通じて国内経済は構造改革を余儀なくされるが、メガFTAはグローバル経済における日本の企業立地競争力を高めて、国内外問わず企業の投資を喚起し、新たなビジネスチャンスを生み出し、雇用の創出につながる起爆剤となり得る。

■メガFTAの象徴的存在 TPP

TPPは2010年3月からシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイのP4協定加盟国に加えて米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8カ国（同年10月にマ

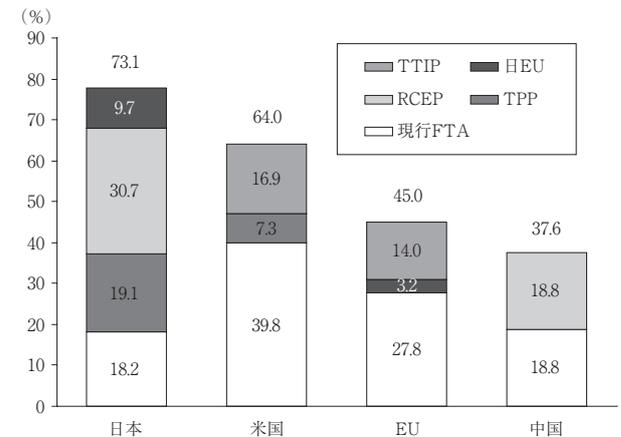
図表Ⅱ-4 主要国・地域のFTAカバー率（2013年）

（単位：％）

	FTAカバー率			発効相手国・地域（往復）					
	往復貿易	輸出	輸入	第1位		第2位		第3位	
				カバー率	相手国・地域	カバー率	相手国・地域	カバー率	相手国・地域
日本	18.2	18.9	17.6	ASEAN	14.8	インド	1.0	メキシコ	0.9
米国	39.8	46.4	35.2	NAFTA	29.6	韓国	2.7	DR-CAFTA	1.5
カナダ	69.2	78.1	60.9	NAFTA	66.9	EFTA	1.3	ペルー	0.4
メキシコ	80.8	91.4	70.3	NAFTA	66.6	EU	8.3	日本	2.5
チリ	91.8	90.0	93.6	中国	22.3	米国	16.6	EU	15.5
ペルー	91.4	93.8	89.1	米国	19.1	中国	18.4	EU	14.3
コロンビア	67.1	67.6	66.6	米国	29.4	EU	14.6	メキシコ	5.4
ブラジル	15.5	17.2	13.9	メルコスール	10.4	CAN	3.0	チリ	1.8
EU28	貿易総額	74.4	76.0	EU	63.8	スイス	2.9	EEA	1.5
	域外貿易	27.8	31.0	24.5	スイス	7.6	トルコ	3.7	EEA
中国	18.8	14.6	23.4	ASEAN	10.6	台湾	4.7	スイス	1.4
韓国	36.0	38.7	33.2	ASEAN	12.6	EU	9.8	米国	9.6
ASEAN	59.7	59.3	60.0	ASEAN	24.4	中国	14.8	日本	9.3
シンガポール	70.5	67.9	71.9	ASEAN	23.5	中国	11.5	米国	8.9
インド	16.7	20.1	14.5	ASEAN	9.9	日本	2.2	韓国	2.1
オーストラリア	25.1	16.9	33.9	ASEAN	13.8	米国	6.7	ニュージーランド	2.9
ニュージーランド	51.9	55.1	48.7	中国	19.2	オーストラリア	15.6	ASEAN	13.2

〔注〕①FTAカバー率は、FTA発効済み国・地域（2014年6月末時点）との貿易が全体に占める比率。率は2013年の貿易統計に基づく。
 ②略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）、アンデス共同体（CAN）、欧州自由貿易連合（EFTA）、欧州経済地域（EEA）。
 ③中国は、香港（9.6%）とマカオ（0.1%）を除く。
 ④ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、すべての加盟国の貿易額を加算。
 ⑤カナダ、シンガポール、ニュージーランドは再輸出分を除いた輸出統計を採用。
 〔資料〕各国政府資料、各国貿易統計、“DOT, May 2014”（IMF）から作成

図表Ⅱ-5 メガFTA締結後のFTAカバー率



〔注〕FTAカバー率は2013年の往復貿易ベース。EUは域内貿易を除く。中国は香港、マカオを除く。日本の合計値は、TPPとRCEPにおける重複を除く。
 日中韓はRCEPに内包するので記載していない。
 〔資料〕各国貿易統計から作成

レーシアが参加し9カ国）で交渉が始まった。2012年11月にはカナダとメキシコが加わった。2013年7月15日から25日まで、マレーシアのコタキナバルにおいて第18回TPP交渉会合が開催され、日本は12番目の国として交渉に参加した。

日本と米国の間では、2014年3月から4月にかけて、農産品の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）や自動車など、残された課題について、閣僚間で集中的に交渉が行われた。4月24日には安倍首相と来日した米

国オバマ大統領が日米首脳会談を行い、TPPや安全保障問題について協議した。日米両国は、TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定したとする日米共同声明を発表した。5月には交渉参加国はシンガポールで閣僚会合を再開し、その後も鋭意交渉を継続中である。

他方、新たな参加候補国として韓国が浮上した。韓国は2013年11月末にTPP交渉に参加するための関係国との協議を開始する旨を発表し、日本に次ぐ13番目の交渉国となるべく協議を続けている。

TPPについては、全品目の輸入関税について削減の交渉をし、投資規制の包括的な自由化を原則とするなど、高度な自由化を目指している。また、交渉は合計21分野と多岐にわたり、労働や環境などFTAとしては先進的なルールを盛り込もうとしている（図表II-6）。

■ TPPの経済効果は大

TPPの経済効果については、政府の統一試算が2013年3月に発表された。これは、非関税措置の削減やサービス・投資の自由化の効果を考慮しない前提で、関税は全て即時撤廃し、追加的な対策を計算に入れない仮定で、TPPに参加して全ての関税を即時撤廃する場合と、TPPに参加せず関税を維持した場合の、発効約10年後における比較である。

その結果は、農林水産物生産額は3兆円減少するが、日

本経済全体で実質GDPが3兆2,000億円底上げされるといふものだった。これはGDPが年平均で3,200億円増えるとはみられるのではなく、将来にわたってGDPが3兆2,000億円増加するという状態が継続すると解釈するべきとのことである。内訳は、消費+0.61%（+3兆円）、輸出+0.55%（+2兆6,000億円）、投資+0.09%（+5,000億円）、輸入-0.60%（-2兆9,000億円）、合計+0.66%（+3兆2,000億円）となっており、消費効果が比較的大きく出ている。

また、太平洋経済協力会議（PECC）におけるピーター・ペトリ教授（米ブランダイス大学）の推計も紹介されている。これは、関税撤廃に加えて非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も含まれており、非関税措置は世界銀行がマクロ経済データにより推計した貿易制限指数等、投資の自由化については世界銀行による各国のビジネス環境ランキング等のデータを基に推計したものとなっている。日本がTPPに参加した場合の経済効果は、GDPの2.0%程度に相当する1,050億ドル（10兆円）程度とのことである。同試算ではRCEPに参加した場合はGDPの約1.8%（960億ドル）、FTAAPに参加した場合はGDPの約4.3%程度（2,280億ドル）の効果があるとされており、FTAAPの経済効果が抜きん出ている。

このことは日本がTPPとRCEPを締結し、最終的にこれらとFTAAPを組み合わせたアジア太平洋地域大の経済統合を締結する動機付けの一つにもなっている。

図表II-6 TPP交渉の論点

交渉分野	交渉の進捗状況、論点
(1) 物品貿易	2014年4月の日米首脳会談を契機に各国の交渉が加速。日本も各国に市場アクセスの改善要求を出したり、内国民待遇等の義務の幅広い適用を要求中。
(2) 競争政策（国有企業）	国有企業について、ルールを課すべき国有企業の範囲（例外の範囲）、政府による支援内容、透明性等について議論中。
(3) 知的財産	著作権保護期間、医薬品のデータ保護期間、地理的表示等について議論中。
(4) 環境	国有企業、知的財産と並んでもっとも難航している分野の一つ。様々な環境関連国際条約との関係の整理などが論点として残る。
(5) 労働	ILOの労働基本権の遵守、貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないルールについて議論中。
(6) 投資	投資アクセスの自由化、内外投資家の無差別原則、違法な収用や特定履行要件の禁止等について議論。紛争解決手続き（ISDS）は、国の主権を損なわない形の導入を交渉中。
(7) サービス（越境、金融）	国境を越えるサービスの提供に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるため議論中。金融分野は独自の章立てで議論中。
(8) 政府調達	WTOの政府調達協定参加国（日本、米国、カナダ、シンガポール）以外の交渉参加国に市場開放を要求中。
(9) 一時的入国	各国はビジネスパーソンの入国・一時的滞在の要件等についてオファーし、それに対して追加、修正等をリクエストする形で交渉中。
(10) 電子商取引	デジタル商品に対する関税の扱い、無差別待遇、自由な情報流通の確保等の環境整備のためにルールを議論中。
(11) SPS（衛生植物検疫措置）	食品安全や動植物の健康に関する措置が対象。WTOのSPS協定を踏まえて議論中。食の安全に関する日本の制度変更は求められていない。
(12) TBT（貿易の技術的障害）	安全や環境保全等を目的とする規格や基準が貿易の不必要な障害とならないようにルール化。WTOのTBT協定を踏まえて議論中。
(13) 原産地規則	原産地規則の共通ルール化を目指す。原産地規則は基本ルールと個別品目ルール（PSR）があり、後者はまだ相当数品目について議論が残っている。
(14) 電気通信サービス	相互接続、コロケーション（既存の通信設備への第三者による設備設置）等のルールが議論の対象。
(15) 中小企業	中小企業がTPPを活用するための必要な情報提供や、協定発効後の定期的レビューの仕組み創設等について規定。

[注] その他、貿易円滑化、貿易救済（セーフガード等）、制度的事項、紛争解決、協力、分野横断的事項が交渉分野としてあり。

[資料] TPP協定交渉について（内閣官房TPP政府対策本部、2014年6月）

(2) 日本のFTA動向

日本は2014年7月時点で計13カ国・地域とFTAを発効している。一国の貿易額に占めるFTA締結先の比率を示すFTAカバー率は、2013年に18.2%となった（図表Ⅱ-7）。日本の輸出におけるFTAカバー率を他の主要国・地域と比較すると、日本はインドやオーストラリアと並んで下位グループに位置する。世界にはペルー、メキシコ、チリを筆頭に高いFTAカバー率を有する国が存在する。自動車や電子・電機機器などで競合する米国、EU、韓国のFTAカバー率も日本の水準を上回る（図表Ⅱ-4）。

2013年6月に発表された日本再興戦略（2014年6月改訂）では、2018年までにFTAカバー率を70%に高める目標を設定した。日本が交渉中のTPP、RCEP、日EU・EPA、日中韓FTA、その他二国間など全てのFTAを実現することで、日本の比率は世界的にみても高水準の8割まで上昇し、目標を達成できる見通しである（図表Ⅱ-7）。FTAカバー率の上昇は、当該国の輸出品がFTAに基づく特惠関税率の恩恵を享受可能な機会を増やす。輸出における他国企業との対等な競争条件確保の観点からも、早期のFTAカバー率の引き上げが期待されている。日本の主な貿易相手である米国、中韓、EUとのFTAは、経済界からの高い期待にも関わらず締結の目処が立たない時期が長く続いた。しかし2013年に入って、TPP交渉への参加（7月）に加え、日中韓FTA（3月）、日EU・EPA（4月）、RCEP（5月）の交渉が一斉に開始された。

■関税削減効果の大きい日中韓FTA

日中韓FTAは交渉開始に至るまでに長期間を要した。

3カ国は民間共同研究（2003～09年）を経て、2010年から産官学による共同研究会合を計7回開催、2011年末に「日中韓FTA産官学共同研究報告書」をとりまとめた。その後、2012年5月の日中韓首脳会議でFTAの年内交渉開始に合意し、11月の経済貿易大臣会合でFTA交渉開始を宣言した。2013年3月の初回以降、2014年3月までに計4回の交渉会合を開催している。

日本政府は日中韓FTAを結ぶ意義に、①主要貿易相手国の中国と韓国が相手であること、②日本の主要輸出品の関税引き下げが期待できること、③アジア地域のルール作りにつながることを挙げる。日本にとって、2013年に中国は国別首位（構成比20.0%）、韓国は第3位（同6.0%）の貿易相手国（往復貿易額ベース）である。また、日中韓3カ国の関税率を比較すると、鉱工業品に対する日本の単純平均MFN税率が2.6%であるのに対し、中国、韓国はそれぞれ8.7%、6.8%と高い。主要輸出品の輸送機器の平均実行税率は、日本の無税に対し、中国（11.5%）、韓国（8.1%）ともに高関税を課す。電気機器についても、中国（8.8%）、韓国（8.9%）の税率は高い。日中韓FTAの締結でこれら品目の関税率が引き下げられた場合、日本企業にとってのメリットは大きい。

日本の経済界は、日中韓FTA締結を強く求めている。経団連は2013年5月に日中韓FTAの早期実現を求める政策提言を発表した。同提言書は、日本の対中輸入の7割が無税であるのに対し、対中輸出の7割に関税が賦課されていることを問題視し、とりわけ中国市場へのアクセス改善が日本にとって重要と指摘した。サービス・投資分野における外資規制や参入制限、知的財産権保護など

についても重要課題だとした。

経団連は自らの考えが反映された「日中韓FTA産官学共同研究報告書」に即したFTA実現を求めている。

ジェトロの在アジア日系企業実態調査（2013年12月）によると、中国に立地する日系メーカーは、27.9%の原材料・部品を日本から調達する。在韩国日系メーカーにおいても、日本からの調達比率は38.9%に達した。両国の日系メーカーともに最大の調達先は現地だが、これに次いで日本からの調達比率が高い。生産を行う上で日本からの原材料・部品が依然重要な位置を占め

図表Ⅱ-7 日本のFTAカバー率（2013年）

	FTAカバー率				FTAカバー率		
	往復貿易	輸出	輸入		往復貿易	輸出	輸入
発効済み	18.2	18.9	17.6	交渉中	61.6	59.4	63.5
シンガポール	1.8	2.9	0.9	中国	20.0	18.1	21.7
タイ	3.7	5.0	2.6	韓国	6.0	7.9	4.3
マレーシア	2.9	2.1	3.6	モンゴル	0.0	0.0	0.0
インドネシア	3.0	2.4	3.5	ニュージーランド	0.3	0.3	0.3
フィリピン	1.2	1.4	1.1	米国	13.1	18.5	8.4
ベトナム	1.6	1.5	1.7	カナダ	1.3	1.2	1.4
その他ASEAN	0.5	0.2	0.7	コロンビア	0.1	0.2	0.1
インド	1.0	1.2	0.9	EU28	9.7	10.0	9.4
メキシコ	0.9	1.4	0.5	GCC	11.1	3.1	17.9
ペルー	0.2	0.1	0.3	サウジアラビア	3.7	1.0	6.0
チリ	0.6	0.2	1.0	クウェート	1.0	0.3	1.6
スイス	0.7	0.5	0.9	アラブ首長国連邦	3.3	1.2	5.1
署名済み	4.4	2.4	6.1	オマーン	0.6	0.4	0.7
オーストラリア	4.4	2.4	6.1	バーレーン	0.1	0.1	0.0
				カタール	2.5	0.2	4.4
				その他	15.8	19.3	12.7
				(参考)			
				発効済+署名済+交渉中	84.2	80.7	87.3
				合計	100.0	100.0	100.0

〔注〕交渉中には交渉延期（GCC）、交渉中断中（日韓EPA）大筋合意（日モンゴルEPA）を含む。

〔資料〕財務省「貿易統計」より作成

ている。日本からの輸出だけでなく、両国に立地する日系企業にとっても、日中韓FTA締結による関税削減や貿易円滑化の恩恵は大きいとみられる。

■日EU・EPAの交渉継続が決定

日本とEUは、FTAの対象範囲を定めるための予備交渉（スコーピング作業）を経て、2013年3月の電話首脳会議でFTA交渉開始に正式に合意した。翌月に第1回交渉を開催し、2014年7月までに計6回の交渉会合を終えたところである。EU側は当初、非関税措置削減など日本の市場開放努力が不十分な場合は、交渉停止も辞さないとしていた。しかし、2014年6月に開催されたEUの貿易政策委員会において日本の非関税措置に対する評価（レビュー）が行われ、交渉の継続が決定した。

日本の官民でとりわけ関心が高いのが、EU側による自動車（10%）、テレビ（14%）などの輸入関税撤廃である。WTOによると、輸送用機器に課す平均MFN税率は日本の無税に対し、EUは4.3%（最大22%）となっている。日本の対EU輸出額の6~7割が有税扱いとされることから、交渉ではEU側に残る高関税品目の撤廃が主要課題となる。日EU・EPAの交渉開始決定を受け、これら輸出品目を所管する日本自動車工業会や電子情報技術産業協会はともに歓迎する声明を発表した。

日本の自動車メーカーにとっては、欧州市場における韓国メーカーとの対等な競争条件の確保が急務となっている。近年、日系ブランドのシェアが横ばい傾向に対し、韓国系ブランドが急激に販売を伸ばしている。韓国とEUは2011年7月にFTAを発効させており、これを契機に韓国ブランドのシェアが拡大した。同FTAの下、EU側の自動車輸入関税は、1500cc超の中大型車が2014年7月、1500cc以下の小型車が2016年7月に撤廃される予定である。関税分の価格差を埋めることは難しく、日EU・EPA締結の遅れは死活問題となりかねない。

また、日本側はFTA交渉で、関税削減に加えて、日本企業が直面する規制上の問題についても積極的に取り上げる方針である。ジェトロの在欧日系企業活動実態調査（2013年1月）によると、関税削減以外で日EU・EPAに期待する内容としては、「通関手続きの円滑化」を挙げる企業が最も多く、以下、「関税分類問題の解消」「企業内転勤の円滑化」「基準の相互認証・調和」と続いた。改善要望が最も多い通関手続きに関しては、EU各国での税関手続きの不統一を問題視する声が挙がっている。

■製造、販売両面でメリット大きいRCEP

RCEP交渉参加国の首脳は、2012年11月にカンボジアで開かれたASEAN関連首脳会議において交渉開始を宣言するとともに、交渉の目的や原則を記した「交渉の基本指針及び目的」を承認した。交渉参加国は2013年5月

の第1回以降、2014年6月までに計5回の交渉会合を開催した。2013年8月には初めての関係閣僚会合をブルネイで開催した。2015年末までの妥結を目指している。

日本にとってRCEPの意義は、①東アジア全域に渡る最適なサプライチェーンの構築、②中国やインドなど大消費市場の需要取り込み、③サービス・投資分野における自由化進展の3点が指摘できる。このうち①に関し、日本企業のASEAN関連FTAの利用率は、AFTAを筆頭に、ASEANインド、ASEAN中国で3~4割台に達する。ただ、現状は各FTAの原産地規則が異なるため、優遇関税率を利用できないケースが多々報告されている。RCEPがこれらFTAを束ねることで原産地規則の統一が進めば、FTA利用のハードルが下がり、日本企業にとって東アジア全域でサプライチェーンの最適化を図ることが可能となる。ASEANに生産拠点を置く日系メーカーからは特にインドとの取引拡大に対する期待が高い。

また、RCEPの特徴として対象人口の多さがある。RCEPは実現すると人口規模で世界最大のFTAとなる。対象国・地域の合計は、世界の半分に相当する約34億人と他のメガFTAを圧倒し、東アジアに巨大な単一消費市場が誕生する。しかし、域内の大消費国である中国やインドでは関税率の高さや、通関手続きの煩雑さが指摘される。RCEPで共通の譲許税率や貿易円滑化措置が採用されれば、日本企業の市場アクセスは大きく改善する。

最後に、サービス分野の自由化進展は、海外進出が加速する日本のサービス産業にとって追い風となる。一部のRCEP参加国は自国企業保護のため、小売・流通業などに参入する外資に対し資本金規制を課しており、これら規制の緩和が期待される。ASEANにおいてはタイがサービス業への外資出資を原則50%未満に制限するほか、インドネシアはコンビニエンスストアなど小型小売店への外資出資を禁止する。東アジアの需要取り込みを図る日本のサービス産業にとってRCEPの意義は大きい。

■日豪EPAを締結

日本は地域間FTAと並行して二国間のFTAも推進している。2014年7月時点で交渉中断中の韓国も含め、カナダ、モンゴル、コロンビアとFTA交渉中で、モンゴルとのFTAは、2014年7月、大筋合意に達した。また、同年1月には新たにトルコと交渉開始に合意した。年内の交渉入りが見込まれる。

豪州とのFTAは14年7月に首脳間で協定に署名した。豪州は日本の二国間FTA締結先としては、これまでで最大の貿易相手国となる。豪州は日本と同じTPP、RCEPの交渉参加国でもあり、日豪EPAがこれらメガFTA交渉に影響を与える可能性がある。

日豪EPAは、計16回に及んだ交渉の結果、日本企業

の豪州市場や同国政府調達へのアクセス改善、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給強化など包括的な内容となった。このうちエネルギー・鉱物資源に関しては、インドネシア、ブルネイとのFTAで独立した章を設けた経緯がある。ただし、食料については過去に例がなく、日豪EPAで初めて食料供給章を設けることとなった。特定品目に対する輸出制限措置を安易に導入しないよう、豪州側の努力を求める内容である。

豪州市場へのアクセス改善に関して、豪州はすでに米国とFTAを締結したほか、韓国とも交渉を妥結済みである。このため自動車などの輸出品目で価格競争力の低下が懸念されていた。合意内容によると、日豪EPAの発効で日本からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃の対象となる。主要輸出品の1500cc超、3000cc以下のガソリン車が全て即時関税撤廃となるほか、残る完成車も発効後3年目までに関税撤廃される。また、農林水産品についても全ての品目で豪州側が即時関税撤廃することに合意した。日本からの輸出拡大が期待される。

他方、豪州企業による日本市場へのアクセス改善に関しては、焦点の牛肉（現行税率38.5%）で関税率の段階的削減を行うことに合意した。冷凍牛肉は、協定発効から18年目に19.5%まで削減する。国産との競合度合いが強い冷蔵牛肉についても、15年目に23.5%まで削減する。輸入量が一定量を超えた場合に備え、セーフガードの導入も決まった。このほか、農林水産品ではボトルワインの関税を7年間で撤廃する。豪州産チーズに対する関税割当の設定にも合意した。これらの関税措置により、豪州との貿易総額の約95%が協定発効後10年間で関税撤廃されることになる。

■日本の貿易への影響はRCEPが最大

日本が交渉中の四つのメガFTAを比較すると、経済規模ではTPPが27兆8,000億ドルと世界経済の37.5%を占めて最も大きい。次いで日EU・EPA、RCEP、日中韓の順となる。しかし、日本の貿易に与える影響の大きさをFTAカバー率で見ると、RCEPが往復貿易額の46.5%をカバーし、四つのメガFTAのなかで最も高い。RCEPに次いで、27.5%のTPPが高く、日中韓、日EUと続く。

日本の主要貿易品目別に各メガFTAのカバー率を算出したのが図表Ⅱ-8である。輸出品目別にみると、米国向け比率の高い輸送機器を除き、いずれの主要輸出品もRCEPのカバー率が他のメガFTAを上回った。一般機械、電気機器、化学品で5割前後、鉄鋼製品では7割弱の日本からの輸出がカバーされる。

日本のメーカー各社は、サプライチェーンを東アジアで構築しており、同地域を対象とするRCEPのカバー率が高くなった。ただ、輸送機器だけはTPPのカバー率が45.5%と最大になった。輸送機器の輸出先は米国が3割を占めるためである。中国、ASEAN向けの比率はそれぞれ、7.5%、9.0%に留まる。各メガFTAの影響の大きさは品目毎に異なるが、輸送機器に関しては、TPP交渉の行方が今後の輸出に大きな影響を及ぼすとみられる。

他方、輸入品目別にみると、食料品類を除き、やはりRCEPのカバー率が他のメガFTAを上回った。なかでも繊維製品は約9割と突出して高い。日本は繊維製品の7割を中国から輸入する。アパレル各社は中国での生産コスト上昇を受け生産拠点の分散化を進めるが、対中依存度は依然高い。化学品もRCEPのカバー率が4割と最も高いが、日EU・EPAが2番目となった。日本の対EU輸入の15%を占める医薬品を反映したもの。鉱物性燃料については、豪州やマレーシア、インドネシアなど資源国を含むRCEP、TPPの比率が高かった。機械機器は主要輸入先の中国が参加するRCEP、日中韓FTAのカバー率が高い。このように総じてRCEPのカバー率が高いなか、2割を米国から輸入する食料品類は、TPPの比率が最も高くなった。食料品にはセンシティブ品目が多く、TPPの関税交渉がどのような内容で決着するのか注目される。

■28カ国・地域との間で投資協定を発効

日本企業の対外直接投資が拡大を遂げるなか、海外進出企業（投資家）の権利や海外資産の保護が重要性を増しつつある。その具体的な手段となるのが投資協定である。日本は14年7月時点で28カ国・地域との間で投資協定を発効済みである（図表Ⅱ-9）。このうち18カ国・地

図表Ⅱ-8 日本の主要貿易品目別FTAカバー率（2013年）

（単位：％）

	世界 (100万ドル)	発効済	日中韓	日EU	RCEP	TPP	合計	
輸出	輸送機器	169,159	12.2	8.2	8.7	23.2	45.5	77.6
	一般機械	135,153	20.8	25.6	13.7	46.1	31.1	86.2
	電気機器	108,167	20.6	31.0	10.7	50.5	26.4	79.4
	化学品	96,673	15.4	40.3	9.6	55.3	19.0	80.1
	鉄鋼製品	48,794	34.0	35.4	2.5	67.5	22.1	85.8
	輸出総額	714,866	18.9	26.0	10.0	45.4	30.7	80.7
輸入	鉱物性燃料	280,957	15.4	3.4	0.4	29.8	21.9	84.5
	機械機器	215,336	16.5	47.2	14.2	61.4	21.0	91.9
	化学品	77,476	19.7	23.4	30.4	40.0	24.1	92.4
	食料品類	74,574	19.9	16.0	12.8	38.6	42.9	83.9
	繊維製品	40,985	16.6	72.8	5.1	89.3	9.1	96.0
	輸入総額	832,628	17.6	26.0	9.4	47.5	24.8	87.3
往復貿易	1,547,494	18.2	26.0	9.7	46.5	27.5	84.2	

〔注〕輸送機器HS86～89、一般機械HS84、電気機器HS85、化学品HS28～40、鉄鋼製品HS72～73、鉱物性燃料HS2701～2705、2708～2713、2715、機械機器HS84～91、食料品類HS01～24、繊維製品HS50～63。2013年の貿易額ベース。合計には二国間FTA交渉相手も含む。

〔資料〕財務省「貿易統計」から作成

域とは独立した二国間投資協定を、残る10カ国とは投資に関する規律を含むFTAをそれぞれ締結している。さらに5つの投資協定に署名済みであり、近く発効を予定する。そのほか、実質・大筋合意に至ったものや、交渉中、交渉前の予備協議に合意したもので全てを含めると、協定の総数は56件にのぼる。日本の投資協定の数は、90年代までは6件に留まっていたが、対外直接投資の増加に比例し2000年代後半以降に急増を遂げた。政府は投資協定に関し、①日本から一定の投資残高が存在、または今後の投資ポテンシャルが見込める、②中東やアフリカなどの資源国、③南米やアフリカなどの地域進出拠点、の条件に合致する国を対象に締結する方針である。

投資協定に盛り込まれる条項には、一般的に「内国民待遇」、「最恵国待遇」、「パフォーマンス要求の禁止」（現地調達率や輸出制限等の要求禁止）、「公正衡平待遇」（投資財産の保護に注意を払うよう義務付け）、「収用の制限と適切な補償」、「争乱による損害に対する補償の公平性」、「契約等の約束遵守」、「資金移転の自由」、「投資家と国家の国際仲裁手続き（ISDS）」などがある。締約国にとっては、

投資協定を締結することで、投資家の権利や財産の保護、規制の透明性向上などを通じ、投資促進効果が期待できる。

日本の投資協定は図表II-9のように、保護協定と自由化協定に大別することができる。前者は、投資後の段階（運営、管理、売却など）のみを適用範囲とするのに対し、後者は投資後に加え、会社設立など参入段階も対象に含めるのが大きな違いだ。自由化協定では、参入段階における内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求禁止の例外に指定する分野をリスト化（留保表）して明示する。このため、投資家にとっては、留保表に記載の無い分野において地場企業や第三国企業と同等の参入条件が保証されることになり、当該国への投資に際しての透明性、予見可能性が向上する。日本が締結する投資協定は2000年代前半までは保護協定が多かったが、同年代半ば以降は自由化協定が主流となっている。二国間FTAの投資章については、いずれも自由化協定となっている。

(3) 主要国・地域のFTA動向

①東アジア・ASEANのFTA動向

■ 2015年末の完成目指すASEAN経済共同体（AEC）

アジア大洋州地域では、2000年代以降相次ぎFTAが発効し、現在域内には約30のFTAが存在する。その中核であるASEAN自由貿易地域（AFTA）は、2010年にほぼ全品目で関税を撤廃し、市場統合と生産拠点の集約化を進めてきた。AFTAがほぼ完成した今、今後は2015年末までのASEAN経済共同体（AEC）形成とともに、RCEPによるFTAの広域化が焦点となっている。

ASEANは、2007年に採択された「AECブループリント」（図表II-10）に基づき、共同体形成に向けた交渉を進めている。ASEAN事務局は、2014年5月時点の交渉達成度を81.7%と評価した。中でもFTAの中心となる「A.単一市場と生産基地」のA1～A3の分野で進展がある。

物品貿易分野では既に相当の自由化が実現したが、今後もさらにカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで関税撤廃が進む。関税撤廃比率は、ミャンマーとラオスで8割、ベトナムで7割、カンボジアで4割にとどまるが、2018年にはほぼ全品目で無税化する予定である。

図表II-9 日本の投資協定締結状況

保護協定	自由化協定
エジプト（1978年1月発効）	☆コロンビア（2011年9月署名）
スリランカ（1982年8月発効）	☆モザンビーク（2013年6月署名）
中国（1989年5月発効）	☆ミャンマー（2013年12月署名）
トルコ（1993年3月発効）	☆*オーストラリア（2014年7月署名）
香港（1997年6月発効）	実質／大筋合意
バングラデシュ（1999年8月発効）	カザフスタン
ロシア（2000年5月発効）	オマーン
モンゴル（2002年3月発効）	アンゴラ
パキスタン（2002年5月発効）	*ASEAN
パプアニューギニア（2014年1月発効）	*モンゴル
イラク（2014年2月発効）	交渉中
中国・韓国（2014年5月発効）	ウクライナ
☆サウジアラビア（2013年4月署名）	アルジェリア
自由化協定	ウルグアイ
*シンガポール（2002年11月発効）	カタール
韓国（2003年1月発効）	UAE
ベトナム（2004年12月発効）	ケニア
*メキシコ（2005年4月発効）	ガーナ
*マレーシア（2006年7月発効）	*GCC
*チリ（2007年9月発効）	*カナダ
*タイ（2007年11月発効）	*日中韓
カンボジア（2008年7月発効）	*EU
*ブルネイ（2008年7月発効）	*RCEP
*インドネシア（2008年7月発効）	*TPP
ラオス（2008年8月発効）	交渉開始に合意
*フィリピン（2008年12月発効）	*トルコ
ウズベキスタン（2009年9月発効）	予備協議中
*スイス（2009年9月発効）	モロッコ
ペルー（2009年12月発効）	リビア
*インド（2011年8月発効）	タンザニア
クウェート（2014年1月発効）	

〔注〕 ☆は署名段階。*は経済連携協定の投資章。ベトナム、ペルーとの経済連携協定には投資協定を準用。台湾とは民間機関との協力取り決めあり。

〔資料〕 「投資協定の概要と日本の取組み」（経済産業省）、「不公正貿易白書」（経済産業省）等より作成

図表Ⅱ-10 AECブループリントの項目

4つの柱	交渉分野
A. 単一市場と生産基地	A1. 物品の自由移動 A2. サービスの自由移動 A3. 投資の自由移動 A4. 資本の自由移動 A5. 熟練労働者の自由移動 A6. 優先統合分野 A7. 食料・農業・林業
B. 競争力ある経済地域	B1. 競争政策 B2. 消費者保護 B3. 知的財産権 B4. インフラ開発 B5. 税制 B6. 電子商取引
C. 公平な経済発展	C1. 中小企業育成 C2. ASEAN統合イニシアチブ
D. グローバル経済への統合	D1. 対外経済関係との整合性 D2. グローバル・サプライチェーンへの参画

〔資料〕ASEAN事務局資料から作成

関税削減・撤廃以外にも進展があった。まず原産地規則については、付加価値基準を利用する場合を除き、2014年より順次、原産地証明書へのFOB価格の記載が不要となる。日ASEAN・FTAでも同年10月以降、記載義務がなくなる。FOB価格の記載により、特に第三国を仲介した貿易の場合、仲介者のマージンが輸入者側に開示されるリスクがあることから、日本企業からも改善要望が出ていたところ、ASEAN側が運用の改善に動いた形である。

また、AEC形成により、原産地証明における自己証明制度の導入が見込まれる。自己証明制度を導入すれば、リードタイムが短縮され、輸出ごとの申請に要する事務コストの低減にもつながる。現在の第三者証明制度では、第三者機関が原産性を判定し、同機関が輸出ごとに原産地証明書を発給する2段階となっている。新たな自己証明制度では、前者を引き続き第三者機関が実施し、後者を企業自ら行う方式を採用すると見られる。

図表Ⅱ-10のA4以降、及びB.以降の一部については、

図表Ⅱ-11 主要地域の域内貿易比率の推移

(単位：%)

		1980年	1990年	2000年	2010年	2013年
アジア	RCEP	33.3	33.0	40.6	44.2	42.7
	ASEAN*	15.9	17.0	22.7	24.6	24.4
	ASEAN+日本*	23.4	21.7	26.4	26.8	26.6
	日中韓	10.3	12.3	20.3	22.1	19.4
米州	NAFTA*	33.2	37.2	46.8	40.0	41.1
欧州	EU28*	57.5	65.5	65.3	65.1	63.8
APEC		57.5	67.5	72.3	67.1	66.2
TPP		44.0	50.8	53.9	41.9	42.1
TTIP		55.1	61.3	58.1	57.2	55.5

〔注〕①域内貿易比率は、(域内輸出+域内輸入)/(対世界輸出+対世界輸入)で算出。②「*」は発効済みFTA。

〔資料〕“DOT, May 2014”(IMF)、台湾貿易統計から作成。

AEC完成までにどの程度進展があるのか不透明であり、議論が2016年以降に持ち込まれる可能性もある。

■ RCEPに期待される効果

RCEPは、アジアで新しい広域FTAを締結する取り組みである。物品、サービス、投資、知的財産など8分野を対象とし、2015年末までの妥結を目指す。RCEPの域内貿易比率は42.7%と、NAFTAを上回る域内の結びつきの強さを示している(図表Ⅱ-11)。RCEP締結により、域内緊密化が更に進むと期待される。

さらにRCEPでは、ルールの統一化、既存FTAの自由化率引き上げ、統括拠点での在庫管理の簡易化、中国へのアクセス改善、累積規定の拡大、といった効果が見込まれる。特に累積規定については、日本企業によるRCEP域内の部品調達率が8~9割と、サプライチェーンが域内ではほぼ完結していることに鑑みれば、RCEP実現は更なるFTAの利便性向上に貢献するであろう。

■ アジアでの次の課題はサービス・投資の自由化

物品貿易で自由化が進展する中、今後はサービス・投資の自由化が重要課題となる。ASEANは、ASEANサービス貿易枠組み協定(AFAS)のもと、2015年末までのAFAS第10パッケージ(AFAS 10)完成を目指し交渉している。金融などを除く128分野で、ASEAN投資家に対し70%までの外資出資を容認する方針である。今のところ、AFASがどこまで自由化を実現できるか不透明である。2010年に妥結したAFAS8では、例えば卸売・小売業に絞っても、自由化の範囲が限定されているか、一切約束を行わない国もある(図表Ⅱ-12)。各国ともサービス分野はセンシティブで規制緩和に慎重なため、2013年末が期限とされていたAFAS9も、終了間際とされるものの2014年7月現在妥結していない。しかし仮に、AFASで広範な自由化が実現し、かつ在ASEAN外資系企業もそれを享受できることになれば、日本企業が地域統括拠点から他のASEAN諸国に投資することも容易となる。また、AFASがRCEPなどの対域外FTAの雛形として機能する可能性も高い。

■ 北アジアでは中韓によるFTA交渉進む

アジア域内における他のFTAとしては、中国と韓国が2012年5月以降交渉している二国間FTAが注目される。品目ベースで90%の関税撤廃を目指すハイレベルな内容を目指す。両国は、早期の分野ごとのモダリティ合意を目標にしており、2014年6月の第11回会合では、競争と電子商取引の分野で進展があったと報じられる。2014年7月の中韓首脳会談では、年内に交渉を妥結させることを表明した。

韓国としては、中韓FTAが実現すれば、輸出相手上位4カ国・地域とのFTAが全て完成することになる。中国

図表II-12 AFAS8におけるASEAN投資家に対する卸売・小売業の約束状況

	卸売業	小売業
タイ	スポーツ用品に49%まで、医薬品に70%まで出資を認める。	タイ国内で製造された自社ブランド製品にのみ70%まで出資を認める。
インドネシア	食品・飲料、繊維・衣類などに51%まで出資を認めるが、一定以上の店舗面積が必要。	約束せず。
フィリピン	毛皮製品に51%まで出資を認める。	スノーモービル・同部品に51%まで、石油製品には条件付で70%まで出資を認める。
ベトナム	一部業種を除き100%出資を認める。	一部業種を除き100%出資を認めるが、2店舗目からエコノミック・ニーズ・テストが必要。
カンボジア	ラジオ・テレビ・音楽機器等、自動車・部品、二輪車・同部品に100%出資を認める。	自動車燃料には100%出資を、その他については一定の売上面積以上につき幅広い業種で100%出資を認める。
ラオス	繊維・衣服・履物に49%まで出資を認める。ただしエコノミック・ニーズ・テストが必要。	約束せず。
マレーシア	一定の最低投資額のもと51%まで出資を認める。	
ミャンマー	35%以上の外資出資の場合、合弁会社の設立が可能。	

[注] シンガポールは外資規制なし。ブルネイはいずれも約束せず。

[資料] AFAS8における各国約束表の市場アクセス部分から作成

にとっても韓国はASEAN、EU、米国、日本に次ぐ貿易相手であり、FTAへの期待は高い。RCEPやTPPの交渉が進む中、主導権を確保する外交戦略的な意図からも、中国は中韓FTAを重視していると考えられている。

中国はまた、2014年にスイスとアイスランドという欧州2カ国とのFTAを発効させるなど、域外も含めてFTA網を拡充させている。中国自身の自由化という点では、中国（上海）自由貿易試験区の動きも見逃せない。中国は2013年9月に同区を開設し、日本企業も金融業を中心に50社以上が進出済みである。ポイントは、金融面の規制緩和、サービス業18業種の開放、投資の事前許認可制から届出制への変更などである。自由化の実験場である上海での先進的な取り組みが、今後全国に波及することが期待されている。

その他では、台湾も、サプライチェーンの中で重要な位置にある。台湾は2013年にはニュージーランドとシンガポールとのFTAに署名するなど、アジアのFTAネットワークへの関与を強めつつある。中国との両岸経済協力枠組協議（ECFA）締結以降、中国が台湾のFTA推進を暗黙のうちに容認するようになったと指摘される。

②米州のFTA動向

■サービス分野でも活用が進む米国のFTA

米国はこれまで20カ国との間で14件のFTAを締結している。2013年には新たなFTAの署名や発効はなかったが、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、EUとの包括的貿易投資協定（TTIP）の二つの大型FTAの交渉を同時並行で進めてきた。

TPPは、日本では日米交渉に注目が集まるが、米国は知的財産権、投資、労働・環境、国営企業の競争ルールなどの規律強化にも強い関心を有している。新興・途上国が交渉国に含まれるTPPにおいて、こうしたFTAとしては先進的な分野での合意がどう形成されるかは、

WTOでの多国間ルールの交渉にも影響を及ぼすと見られる。

TTIPでも、米国、EU、それぞれの関税は既に低い水準にある。貿易の技術的障壁（TBT）と衛生植物検疫（SPS）措置などの分野での交渉結果が注目される。

米国が締結するFTAは、相手国の関税削減・撤廃だけではな

く、知的財産権や労働・環境など、幅広い分野での自由化約束が含まれていることが特徴だ。また、国内に競争力のあるサービス産業を有している米国は、FTAを活用し、相手国のサービス市場の自由化を図っている。

例えば、米国通商代表部が、北東アジアにおけるFTAのモデルケースと位置づける米韓FTAでは、国際運輸や法律、金融サービスなどを含む幅広いサービス産業について、韓国市場が開放された。2012年7月、米国法律事務所のロープス&グレイは、ソウルに事務所を開設した。米韓FTAにより、韓国が国内での外国法律事務所の設立を認めたことを受けた動きだ。

■米国貿易統計から見るFTA利用

米国企業は輸入でもFTAを積極的に活用している。米国国際貿易委員会（ITC）は、FTAを含む輸入プログラム別に貿易統計を公表している（図表II-13）。本統計を用いれば、米国の輸入（各国の米国向け輸出）におけるFTAの利用状況を把握することができる。

米国の輸入において、最も多く使われているFTAはNAFTAである。2013年のNAFTAの利用額は3,169億ドルであり、米国のFTAを用いた輸入額の8割以上をNAFTAが占める。

NAFTAの利用額の内訳を国・品目別に見ると、カナダからの輸入では、原油での利用額が最も大きく、乗用車が次ぐ。両品目でカナダからの輸入におけるFTA利用額の半分以上を占める。メキシコからの輸入では、乗用車、貨物自動車、自動車部品など、輸送機器での利用が全体の約4割となっており、約2割をカラーテレビなどの電気機器が占めた。

2012年3月に発効した米韓FTAは、NAFTAの次にFTAの利用金額が大きい。品目別に見ると、自動車部品の韓国からの輸入でFTAが最も多く用いられている。自動車部品は、発効1年目から米国の関税が撤廃されてお

図表Ⅱ-13 米国の輸入におけるFTAの利用状況（2013年）
（単位：100万ドル、%）

相手国・地域	発効年	FTA 輸入額		FTA 利用率		
		2012年	2013年	2012年	2013年	
イスラエル	1985年8月	2,952	2,951	13.3	13.0	
NAFTA	1994年1月	310,526	316,894	51.6	51.7	
		カナダ	169,054	172,178	52.1	51.8
		メキシコ	141,473	144,717	51.0	51.6
ヨルダン	2001年12月	1,012	1,066	87.5	89.1	
シンガポール	2004年1月	971	1,609	4.8	9.0	
チリ	2004年1月	5,654	6,111	60.3	59.0	
オーストラリア	2005年1月	3,340	3,409	35.0	36.8	
モロッコ	2006年1月	166	188	17.8	19.2	
バーレーン	2006年8月	425	418	60.6	65.8	
オマーン	2009年1月	551	582	40.7	56.9	
ドミニカ共和国・ 中米諸国 (DR-CAFTA)	2006年3月 ～09年1月 (順次)	12,494	11,700	40.4	38.9	
ペルー	2009年2月	2,435	2,556	37.9	31.5	
韓国	2012年3月	10,934	15,022	24.2	24.1	
コロンビア	2012年5月	3,493	4,921	25.5	22.8	
パナマ	2012年10月	4	34	3.7	7.6	
合計		354,957	367,461	46.5	46.0	
参考：アフリカ成長機会法(AGO)		12,723	10,266	26.6	26.9	

[注] ①DR-CAFTA：コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国
②FTA利用率は、FTA輸入額を輸入総額で割ったもの。2012年に発効したFTAについて、2012年の輸入総額は、発効月の翌月以降の輸入総額とした（韓国4月以降、コロンビア6月以降、パナマ11月以降）。
[資料] 米国国際貿易委員会（ITC）から作成

り、FTAの利用価値は高い。米国の韓国からの輸入に占める同部品のシェアは、2013年では6.8%になっている。FTA発効前である2011年の5.5%から拡大している。商業用トラックなどを生産するNavistar Internationalは、自動車部品関税の引き下げを受け、韓国からの部品輸入を15%増加させた^(注1)。

利用率でみると、ヨルダンからの輸入におけるFTA利用率が89.1%で最高だった。ヨルダンの主要輸出品目であるアパレル製品について、米国の関税撤廃が進んでおり、FTAの利用率が上昇している。FTA輸入額の内訳を見ると、繊維製品が全体の9割以上を占める。

その他、米国チリ、米国バーレーンのFTA利用率も約6割と高い。FTA輸入額の内訳では、チリからの輸入では銅の地金のFTA利用額が大きく、バーレーンからは石油製品や女性用ズボンなどがFTAを用いて輸入されている。

■対照的な動きを見せるメルコスールと太平洋同盟

中南米地域では、メルコスールと太平洋同盟の二つの経済共同体の動向に注目が集まる。メルコスールの加盟国が保護主義的な措置を導入する一方、太平洋同盟では域内の自由化に向けた取り組みが進んでおり、両者は対照的な動きを見せている。

(注1) U.S. Korea Connect ウェブサイトより

メルコスールは、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラが加盟する関税同盟である。関税同盟とは、域内の関税を撤廃するとともに、対外的には共通の関税を設定する地域経済統合を指す。メルコスール域内では既に、関税は原則撤廃されているが、近年では保護主義的な措置を導入する加盟国の動きが目立っている。ブラジルは、自動車などの工業品に対してローカルコンテンツ要求に関連付けた税制優遇措置を導入し、工業品税について内外差別的な対応を取っている。アルゼンチンも輸入事業者に対して輸入事前宣誓供述書の提出を求めたり、輸出入均衡を要求したりするなどの対応を維持している。

他方、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリによって2012年6月に発効した太平洋同盟では、域内の自由化に向けた取り組みが進む。太平洋同盟は、メルコスールのような共通関税を軸とする関税同盟ではない。既に相互に二国間FTAを締結する上記4カ国間の間で、財、サービス、資本、人の円滑な流れを促進することを目的に、政策の調整を行う枠組みである。

太平洋同盟参加国の首脳は、2014年2月10日に、「太平洋同盟枠組み協定の追加議定書」（以下、追加議定書）に署名した。本追加議定書では、市場アクセスについて、92%の品目の関税を即時撤廃、残りは段階的な関税削減スケジュールを設定している。太平洋同盟の参加国間では上述のとおり、個別の二国間FTAが既に発効しており、多くの品目で関税が撤廃されている。しかし、発効時期（2012年2月）が遅かったメキシコ・ペルーFTAでは、ペルーにおける自動車など依然関税が残る品目がある。追加議定書の発効により、工業品に対する関税は即時撤廃される予定だ。また、追加議定書では、これまで二国間FTAで個別に定められていた原産地規則について、統一化することが合意された。さらに、原産性の認定に当たっても、参加国間での付加価値の累積が可能となる。原産性の把握・管理や原産地基準への対応など、企業にとってのFTAの利便性向上が見込まれる。

③欧州のFTA動向

■GSP改革と対アジア戦略

EUは、2014年1月にGSP制度の改正を行った。EUのGSP制度は、対象となる途上国からの輸入に対して、非センシティブ品目については関税を免除、センシティブ品目については最恵国待遇関税（MFN）から最低3.5%の軽減を認めるものである。制度改正の背景には、GSPに基づく特惠をなくすことで、アジア諸国にFTA交渉妥結を促す意図がある。ASEAN諸国は、GSP制度の対象となっており、FTAを締結しなくとも関税面でメリットがあることから、交渉のインセンティブを削ぐ要因とみ

られてきた。新規則の下では、対象国が176カ国・地域から89カ国地域に絞り込まれ、EUとのFTA締結国や直近3年間の1人当たり国民総所得（GNI）ベースで、世界銀行の基準による高所得国・中高所得国に分類される国が除外されることになった。

EUのGSP新規則の運用に伴い、2015年1月からタイは、その適用対象から除外される。在タイ日系企業の中でも、欧州向けの輸出でGSPの恩典を受けている企業は多く、適用除外による欧州市場でのコスト競争力の低下が懸念される。そのため、GSPに代わる関税減免手段として、EUとの自由貿易協定（FTA）交渉の早期妥結への期待が高まっている。当初EUとのFTAに消極的だったタイ政府は、方針を転換し、2013年3月に交渉開始を表明した。しかし、交渉入りしたものの、タイ側の政治混乱やEU側の手続きにより、交渉が遅れている。交渉妥結から関税減免が開始されるまでに、少なくとも1年程度の期間をみておく必要がある。2015年1月のGSP適用除外後に、一定の空白期間が生じるのは避けられない見通しだ。また、マレーシアは、タイに先行して2014年1月からGSPの適用対象外となっており、現地の日系電機メーカーなどを中心に交渉の早期妥結を望む声は強い。しかし、マレーシアは自動車産業の保護主義政策を維持しており、市場開放を求めるEUとの隔たりが大きく、早期妥結は難しい状況にある。

■日本側の非関税措置の取り組みに一定の評価（EU・日FTA）

日本とEUは、2013年4月からFTA交渉を開始した。欧州委員会が加盟国から得ている同FTAのマンデート（権限委任）には、EUの最大の関心事項である非関税障壁に関して、日本側が進展を示せなければ、交渉開始から1年後に交渉を停止する条件（見直し事項）がつけられていた。1年後にあたる2014年4～6月にかけてレビューが行われた。レビューの結果、日本の取り組みが評価され、6月25日の貿易政策委員会（TPC）で交渉継続が決まり、7月に6回目の交渉会合が実施された。また、5月のブリュッセルでの日EU定期首脳協議にて、高度で野心的なFTAの早期妥結の重要性を両首脳で確認した。

EUの主な関心は、日本側の非関税措置への対応にある。EUの対日輸出額に占める有税品目は3割程度にとどまり、主要品目である一般機械や自動車について日本の輸入関税は無税だ。EU側にとって、関税撤廃のメリットはあまり大きくない。EUは日本特有の制度や基準、規制がEU企業の参入を困難にしていると主張し、日本の規制緩和や規制調和を期待している。欧州委員会が2012年7月に発表した同協定の影響評価報告書で言及されたのは、公共調達への参入や自動車、医薬品・医療機器、

図表II-14 日本における非関税措置への取り組み事例

分野	改善措置
医薬品・医療機器	医薬品医療機器総合機構の増員を通じての医薬品・医療機器の承認手続きの迅速化。 他の先進国で利用可能になっているワクチンの承認
酒類	酒類卸売業免許の要件緩和
加工食品	食品添加物の指定手続きの迅速化
鉄道	JR東日本が、導入検討中の無線列車制御システムにかかる設計作業の委託を入札で仏メーカーに決定。
自動車	日本とEU主導で、2016年をめどにした国際車両型式認証の相互承認制度の創設を目指す。

〔資料〕 関係省庁、各社ウェブサイト、欧州ビジネス協会「日本の商環境に関するEBC報告書2013年、2012年」から作成

加工食品における規格・基準の違いや規制のあり方などだ。公共調達については、特に鉄道分野での規定が外国企業に公正な競争環境を与えることを妨げているとEU側は主張する。自動車分野では、認証制度について、EU制度への調和を求めている。

FTA交渉継続の背景には、EUが、こうした非関税措置に対する日本側の取り組みに一定の評価をしていることが挙げられる。日本政府は、医薬品医療機器総合機構の増員を通じての医薬品・医療機器の承認手続きの迅速化などに取り組んでいる（図表II-14）。在日欧州企業の活動を支援する欧州ビジネス協会（ECB）は、日本のこうした取り組みを「改善の進展」と評価している。鉄道分野では、2013年12月にJR東日本が、導入検討中の無線列車制御システム導入にかかる設計作業の委託メーカーをフランスの大手電機企業のタレスに選定することを発表した。パリーイル・フランス地方商工会議所のエール＝アントワヌ・ガイイ会頭は、欧州企業が日本の鉄道分野への参入の第一歩を踏み出したことを評価した。

■両国間の非関税障壁・規制問題の改善が最大の焦点（TTIP）

2013年6月、G8首脳会議でEU、米国両首脳がTTIPの交渉開始を発表した。ファンロンパウ欧州理事会常任議長が「1年半前にはドアがある場所さえ定かではなかったが、今は交渉する部屋に一緒にいる」と述べたように、交渉開始はEU米双方の強固な政治的意思によって実現したといえる。パローズ欧州委員会委員長がTTIPを「ゲームチェンジャー（流れを大きく変える出来事）」と呼んだようにTTIPへのEU米国、両国の期待は大きい。2014年7月までにEU・米国は6回の交渉を終えた。

世界のGDP総額の約半分（46%）を占めるTTIPが妥結されれば、他のメガFTAと比較しても突出して巨大な経済圏の誕生となる。TTIPが注目されるのはその規模だけではない。任期中の合意に意欲を示すオバマ大統領は、TTIPを「世界の貿易体制がその進展を見守る、高度かつ包括的な協定」と位置付ける。世界のFTAを

図表Ⅱ-15 米EU共同研究成果に基づくTTIPの協定内容の指針（抜粋）

分野	指針
1 市場アクセス	それぞれが過去の貿易協定で獲得したものをを超える市場アクセスパッケージを目標に
関税	関税の完全撤廃が目標。最もセンシティブな品目の扱いは交渉の過程で選択肢を検討
サービス	最高水準の自由化約束を目指す
投資	最高水準の投資自由化と投資保護
政府調達	あらゆるレベルの政府での政府調達機会へのアクセスを大幅に改善する
2 規制問題・非関税障壁	協定の利益の大部分は、非関税障壁の悪影響を軽減する革新的アプローチに依拠する
全般	効率的で互換性の高い規制を策定するための分野横断的な規律を導入
衛生植物検疫措置（SPS）	双方間の問題に対処するための対話と協力の継続的メカニズムの構築
貿易の技術的障壁（TBT）	試験や認証要件を軽減し、適合性評価および標準化に関する協力を強化
3 その他の貿易関連ルール	双方間のみならず、多国間貿易システムの発展に資するルール構築を目指す
知的財産権	相手側が関心を持ついくつかの重要な知的財産権上の課題に取り組む
環境・労働	EUのFTAの「持続可能な開発」、米国のFTAの「環境・労働」章の規定を踏まえ取り組む
貿易円滑化	WTOで交渉中の規律内容を超える水準の効果的な措置を確保
国有企業	国有企業に与えられる補助金その他特別な権利に対処するルール作り

〔資料〕米EU「雇用と成長に関する高級作業部会最終報告書」（2013年2月）から作成

主導してきたEUと米国がTTIPに合意できれば、世界の貿易ルール形成に与える影響は大きい。

2013年2月に両国が発表した共同研究報告書（「雇用と成長に関する高級作業部会最終報告書」）によると、同協定が目指すべき方向性を①市場アクセス、②規制問題・非関税障壁、③その他貿易関連ルールの三つの内容に整理している（図表Ⅱ-15）。

そのなかで、貿易の技術的障壁（TBT）や衛生植物検疫措置（SPS）に代表される非関税障壁・規制問題の調整が最大の焦点となっている。TBT分野では、EU米の自動車分野の認証基準の違いから生じるコストの削減が大きな課題である。現状、照明やブレーキなど安全性の要件について、相手国に輸出するにあたり、製造者は両国の二つの基準を満たすことを証明する必要がある。ドゥ・グヒュト欧州委員（通商担当）は、EUと米国が同程度に厳格な安全性基準を採用していることから相互認証を採用することが合理的と指摘している。他方、SPS措置の論点として、食品安全に関するEU側の規制が挙げられる。EUは、予防原則を基礎に置く。潜在的なリスクについて予防的な措置をとっており、例えばホルモン処理した牛肉の米国からの輸入を禁じるなど、遺伝子組み換え作物（GMO）に関する規制を設けている。

（4）進む日本企業のFTA利用

日本企業によるFTAの利用は、年々増加している。ジェトロが実施している海外ビジネス調査の結果に基づきFTA利用率^{（注2）}の推移を見ると、2013年度調査結果での利用率（42.9%）は、2009年11月に実施した調査（2009年度調査）と比較して、6.7ポイント上昇した。

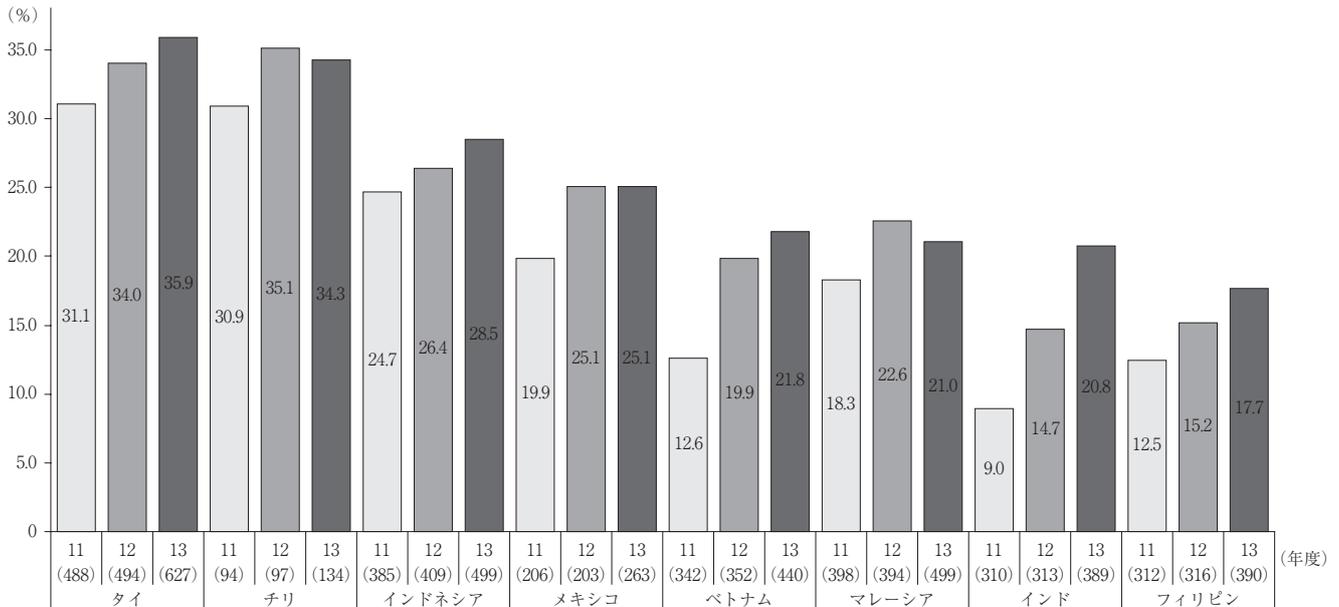
（注2）FTA利用率（輸出入）は、日本のFTA締結相手国のいずれか一つ以上と貿易関係がある企業のうち、輸出または輸入で一つ以上のFTAを利用している企業の割合

輸出での利用率は37.7%であり、同期間で8.3ポイントの上昇が見られた。国・地域別で輸出におけるFTA利用率の推移を見ると、マレーシアを除くアジア諸国とのFTAで利用率が一貫して上昇している（図表Ⅱ-16）。

2013年度調査で利用率が高いタイ、インドネシアとのFTAにおいても、過去3年連続で利用率の上昇が見られた。業種別に同FTAを利用している企業数をみると、自動車・同部品などの企業による利用が多い。タイとのFTAでは、2012年4月より、ギアボックス、クラッチ、シートベルトなどの自動車部品80品目についてタイの関税（従来10～20%）が撤廃された。インドネシアにおいても、完成車やノックダウン部品の関税撤廃・削減が進んでいる。FTAの活用メリットの増加に伴い、利用率は今後も上昇していくと見込まれる。

過去3年間で利用率の変化に着目すると、2011年発効のインドとのFTAで利用率が大きく上昇している。インドとのFTAでは、原産地規則について、関税分類番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要がある厳格なルールが一般規則として採用されている。このため、他のFTAと比較して、利用に係るハードルは高い。それにもかかわらず、利用率は着実に増加している。業種別にみると、自動車・自動車部品や一般機械などでFTAを利用して輸出している企業数が多い。インドとのFTAでは、インド側の乗用車はほぼすべての品目で適用除外（一般関税125%）となっているが、自動車生産にも用いる熱延フラットロールやギアボックスなどの関税が引き下がっている。日本の対インド輸出を品目別に見ると、自動車部品が最大の輸出品目になっており、その約半分をギアボックスが占める。近年、日系自動車メーカーは、インドを国内販売及び第三国への輸出向け生産拠点と位置づけ、同国での乗用車生産を強化している。自動車メーカーは、FTAを利用して自動車部品をインドへ供給していると見られる。

図表Ⅱ-16 日本が締結する主要なFTAの利用率の推移（輸出）（2011-13年度）



〔注〕①（ ）は当該国へ輸出を行っている回答企業数。グラフはそのうちFTAを利用している企業の割合を表す。
 ②対象は比較の可能なジェトロ・メンバーズ企業かつ、製造業および商社・卸売・小売業種のみ。
 ③日本がFTAを締結している国・地域のいずれか一つ以上に輸出を行っている回答企業総数は、2011年度614社、2012年度648社、2013年度825社。
 ④2013年度で対象企業数が100社を下回るFTAは除いた。
 〔資料〕図表Ⅱ-17とも、「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

他方、タイ、インドネシアに先駆けて発効したマレーシアとのFTAの利用率（21.0%）は、前者のFTAと比較して低く、伸び悩んでいる。業種別では、情報通信機械器具／電子部品・デバイスの利用率が9.1%と低かった。日本からマレーシアへの最大の輸出品目である半導体などを含むIT製品は、情報技術協定（ITA）により、関税が無税化されている品目が多い。このため、輸出において、FTAを利用するメリットが小さいと見られる。

次に、輸出におけるFTA利用率を業種別にみると、化学品の利用率が48.3%と最も高い。タイ、インドネシア、マレーシアとのFTAで、利用企業数、利用率ともに高かった。タイでは、界面活性剤（一般関税10%）やペイ

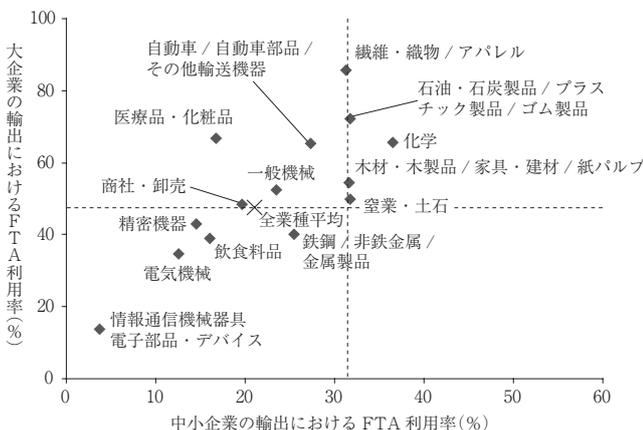
ント（一般関税10%）などの品目において、関税メリットが大きく、日本からの輸出額も多い。

企業規模別に輸出における利用率を比較すると、大企業の47.7%に対し、中小企業は21.0%と低かった。業種毎の利用率を見ると、繊維・織物／アパレルで、大企業と中小企業の利用率の差が最も大きい。背景として、大企業の利用率が8割を超えたことがある（図表Ⅱ-17）。一般的に繊維産業は、FTA発効後即時に関税が撤廃されるため、FTAを利用するメリットが大きいと言われる。特に、大企業は川上から川下までの工程を自社で所有している企業も多く、サプライチェーンの管理が他の業種に比べて容易であるため、FTAの利用に適していると見られる。

また、医療品・化粧品で大企業のFTA利用率が高い一方、中小企業の利用率は平均を下回った。医薬品は、薬事上の承認など、海外販売を行う上での障壁が他の産業と比較して高い。このため、FTAの利用に至るのは、経営基盤が強い大企業が多いと見られる。化粧品については中小企業も多いが、日本とのFTAが締結されていない東アジア諸国への輸出が多く、FTAを利用するメリット自体に限られる。

他方、情報通信機械器具／電子部品・デバイスの利用率は大企業、中小企業ともに低かった。先述のとおり、ITAにより関税が撤廃されている品目が多いことが要因として考えられる。

図表Ⅱ-17 輸出における業種別・企業規模別FTA利用率



■世界に広がる日本企業のFTA活用

日本が締結国ではない第三国間のFTAについても、日本企業の活用が進んでいる。図表Ⅱ-18は、2013年度にジェットロに寄せられたFTAに関する相談傾向をまとめた表である。ASEAN各国や中国などのアジア地域を中心に第三国間貿易に関する問い合わせが多い。海外拠点から第三国と輸出入を行う日本企業が多くなっており、第三国間FTAに関する情報ニーズが高まっている。

海外ビジネス調査の結果でも、日本が締結する二国間のFTAの利用率を上回る第三国間FTAが出てきている。

図表Ⅱ-18 ジェットロへのFTAに関する相談傾向

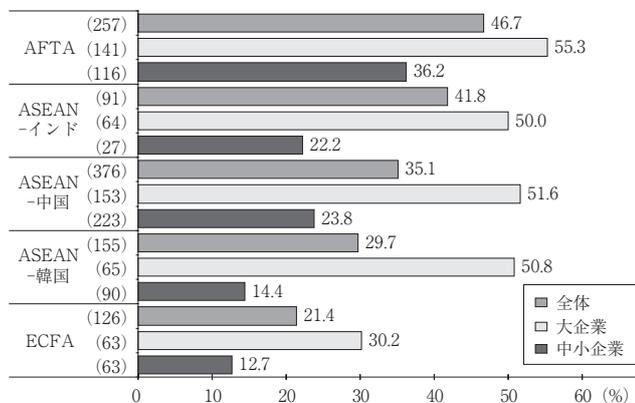
(単位: %)

対象地域/目的	日本への 輸入	日本から の輸出	第三国間 貿易	その他の 目的	総計
アジア	5.5	29.1	35.1	6.6	76.3
タイ	1.0	11.9	5.4	0.9	19.2
インドネシア	1.3	6.3	5.7	0.9	14.2
ベトナム	1.5	2.2	2.3	1.4	7.5
ASEAN	0.2	1.3	5.1	0.3	6.8
中国	0.1	0.2	5.1	0.6	6.0
インド	0.5	2.1	2.4	0.3	5.3
中南米	0.5	2.6	2.9	1.8	7.7
欧州	0.2	0.6	1.1	0.7	2.6
北米	0.0	0.3	1.1	0.9	2.2
その他の地域	2.8	4.5	1.6	2.2	11.2
合計	8.9	37.0	41.8	12.3	100.0

[注] 2013年度にジェットロに寄せられた問い合わせデータのうち、「国際条約・協定 (FTA等)」にカテゴリー化され、かつ「FTA/EPA/自由貿易協定/経済連携協定」のいずれかの語を含む1,523件の内訳に基づく。必ずしも相談者が各取引においてFTAを利用した/利用することを意味するものではない。「その他の目的」には日本への投資、日本からの投資、第三国間での投資、統計・調査目的などを含む。「ASEAN」は、タイ、インドネシア、ベトナムも含む複数国に対する問い合わせ。「その他の地域」には、全ての地域を対象とした問い合わせや、地域が不明または分類不能なものを含む。

[資料] ジェットロ資料から作成

図表Ⅱ-19 日本企業による主要な第三国間FTAの利用率 (企業規模別)



[注] ① () は当該国へ輸出を行っている回答企業数。グラフはそのうちFTAを利用している企業の割合を表す。

②対象企業数が80社を下回るFTAは除いた。

[資料] 「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェットロ) から作成

2013年度の調査結果に基づき、日本企業による第三国間FTAの利用率を見ると、ASEAN域内のFTAであるAFTA(協定名はASEAN物品貿易協定(ATIGA))の利用率が46.7%と最も高い(図表Ⅱ-19)。ASEANは、AFTAにより域内の関税撤廃を進め、国境を越えた分業生産を可能にすることで、加盟国一体で製造拠点としての魅力を高めてきた。ASEAN先行加盟6カ国(タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ)では、2010年にはほぼ全ての品目の関税が撤廃されている。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムについても、2015年までにほぼすべての品目が無税化される予定になっている。

近年では、ASEAN自体の市場としての魅力が増している。AFTAを活用し、域内の拠点から同市場内での販売を進める企業も多い。ナリス化粧品は、東南アジア市場の販路及び販数拡大を目指して、タイで現地企業と合弁会社を設立した。同拠点は、東南アジア地域でニーズの高い専用化粧品の開発・販売を担うが、2015年のASEAN内での輸出入関税の撤廃を見据えて、各種原料・資材の輸出入取引も行う予定だ(注3)。

次に、ASEANインド間のFTAの利用率が高かった。同FTAは2010年1月発効と、ASEANが結ぶASEAN+1のFTAの中で最も発効時期が遅い。しかし、利用率は他のFTAを上回っている。インドは、複雑な税制度やインフラの未整備など、国内のビジネス環境に課題が多い市場であり、FTAを活用し、ASEANからインド市場にアクセスする企業も多い(注4)。関税スケジュールを見ると、ASEANインドFTAでは、全品目の71%にあたる品目(ノーマルトラック1)の関税引き下げが発効直後から進み、フィリピンを除くASEAN原加盟国とインドの間では2013年12月に関税が撤廃されている。特に、同FTAは2011年8月発効の日インドFTAよりも発効時期が早く、多くの品目で先行して関税の引き下げ・撤廃が行われている。

精米機のメーカーであるサタケは、2012年7月にタイ工場を増設した。タイ国内に加え、インド、ミャンマー、インドネシアなどへの販売が増えており、アジアのハブ工場としての機能を強化した。同社はASEANインドFTAを活用し、精米機器やその部品をインドの精米工場へ販売している。同FTAを活用すると、精米機器などの輸出にかかる一般関税(7.5%)が無税となる(注5)。

(注3) ナリス化粧品プレスリリース(2013年7月1日付)

(注4) 世界銀行が各国のビジネス環境を評価した“Doing Business”の2014年版の調査によると、インドは対象国189カ国中で134位となっており、ASEAN+1の相手国の中でも最も順位が低い。

ASEAN中国の利用率（35.1%）は、ASEANインドに次いで高い。FTAの利用企業数は、第三国間FTAで最多であり、日本企業が最も多く利用している第三国間FTAである。ASEAN中国FTAでは、2010年1月にASEAN先行加盟6カ国と中国の間で、約9割の品目で関税が撤廃された。ASEAN中国FTAを利用すれば、中国またはASEAN諸国の拠点から、両国・地域を跨ぐ広域市場にアクセスが可能である。

射出成型用取出機の製造・販売を行うスター精機は、中国の生産拠点から、ASEAN中国間のFTAを活用し、インドネシアやベトナムへ輸出を行っている。同社は、ハイエンドの製品は日本国内で、価格競争力を重視したローコストの製品を中国で生産し、供給することで、幅広い顧客のニーズに応える体制を構築している。同社はまた、日本国内からの輸出においても、日インド、日タイ、日ベトナムのFTAを活用している^(注6)。

ASEAN中国FTAにおいては、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の4カ国についても、2015年までに大半の品目で関税が撤廃される予定となっており、今後、さらなる利用増加が見込まれる。

企業規模別に、第三国間FTAの利用率を見ると、AFTAで、中小企業の利用率が高かった。AFTAでは、輸出者自己証明制度の導入など、FTAの利用促進に向けた取り組みが進んでいる（コラム参照）。また、ASEANに拠点を置く中小企業は、取引先である大手メーカーとともに、同地域に進出し、これら大手メーカーがAFTAを活用して構築するサプライチェーンの一翼を担っていることが多い。このため、中小企業によるFTA利用が特に進んでいると見られる。

また、利用企業数はアジアと比べて少ないが、アジア以外の地域でも、日本企業はFTAを積極的に利用している。ジェトロが中南米の日系企業に対して行った調査（中南米日系進出企業経営実態調査）では、同地域に拠点を置く日系企業にFTAの利用状況を聞いている^(注7)。中南米では、①メキシコからの北米・中南米への輸出、②ブラジル、アルゼンチンからのメルコスール域内への輸出、においてFTAが多く活用されている。

メキシコからの輸出においては、日系企業のFTA利用率が概ね5割を超えている。特に、NAFTA域内とメキシコが自動車協定を結ぶメルコスールへの輸出ではFTA利用率が8割と非常に高い比率になっている。

ブラジルやアルゼンチンからの輸出では、メルコスールの利用率がそれぞれ51.8%、75.0%と高かった。トヨタのIMVプロジェクトでは、アルゼンチンの拠点は、中南米域内への輸出を担っている。同国は、メルコスールの加盟国であり、一定条件を満たせば、無税での取引が可能となっている。メルコスールでは乗用車の域外からの輸入に対して35%の高関税を課しているため、両国の拠点からの供給メリットはお互いに大きい。

また、米韓FTAにおいても、米国の生産拠点から韓国への輸出における日本企業の活用事例が見られている。日本企業の海外生産の拡大を背景に、日系企業による第三国間FTAの利用は今後も進んでいくと見られる。

■中堅・中小企業でもFTAを活用

先に見たように、輸出でのFTA利用率では、大企業と中小企業の差が大きい（大企業：47.7%、中小企業：21.0%）。他方、輸入でのFTA利用率は大企業が38.2%、中小企業が39.9%とほぼ拮抗している。大企業と中小企業のFTA利用の格差は、主に輸出におけるFTA利用で生じている。図表II-20は資本規模別に輸出でのFTA利用率をより細分化してみたものである。利用率は、資本規模に比例して高くなっている。

輸出において、中小企業のFTA利用が低い要因として、利用に関して生じるコストや労力が挙げられる。FTAを利用するためには、原産地証明など、特定の手続きを輸出国側の企業が行う必要がある。このため、経営リソースが限られる中小企業においては、FTA利用に踏み出せない企業も多いと見られる。

また、FTAによる関税削減効果は、一義的には輸入者側に生じる。このため、輸出国側では、FTAの活用を積極的に推進する意義はないと考える企業も多い。FTAによる関税削減効果は、関税マージン（通常の取引で輸入者に課されるWTOの協定税率〔MFN税率〕と、FTAを利用した場合に課されるFTA税率の差）に、取引する品目の金額または数量を掛け合わせたものとして算出さ

図表II-20 輸出における日本のFTA利用率（資本金規模別）

資本金規模	企業数	輸出企業数 (社数)	輸出FTA 利用率	FTA利用を 検討中の比率
1000万円以下	754	277	13.0	9.4
1000万円超～5000万円以下	1152	515	18.1	12.2
5000万円超～1億円以下	566	334	26.0	7.8
1億円超～3億円以下	211	135	30.4	10.4
3億円超～10億円以下	241	159	39.0	7.5
10億円超	547	370	47.6	11.4
全体	3,471	1,790	27.7	10.2

[注]「企業数」は日本が2013年12月時点でFTAを締結していた13カ国のいずれか1カ国・地域以上にそれぞれ輸出を行っている企業数。

[資料]「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

(注5) ジェトロによるヒアリング

(注6) 同上。

(注7) 対象は、中南米7カ国（メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ブラジル）に進出する日系企業。第14回調査の有効回答数は436社。

図表Ⅱ-21 FTA利用の効果と主な費用

効果	従価税の場合：FTA税率適用品目の商量（金額）×（MFN税率 - FTA税率）＝効果
	従量税の場合：FTA税率適用品目の重量、他の量 ×（MFN税率 - FTA税率）＝効果
費用	1. 原産地証明書発給料
	基本料金 2,000円 / 1枚の原産地証明書
	手数料 500円 / 1アイテム（21回目から50円）
	2. 人件費
	保管書類の管理、原産地証明書発給申請手続き、製品の原産品判定依頼作業と進捗管理、原産品判定の維持管理、原産地証明書発給のための支払手配、原産地証明書の申請者の義務履行、MFN税率の定期的チェック、FTA税率スレーニング社内管理など
3. 一般管理販売費	
	PC賃借保全費、文房具代、電気暖房代、事務所賃貸料、通信費、PCソフト保守費用、旅費交通費など

〔出所〕「EPAを利用した継続輸出の場合の社内管理例」（ジェトロ）から作成

れる（図表Ⅱ-21）。この関税削減効果は、関税支払いを免除される輸入者側が享受する。他方、先述のとおり、原産地証明の取得にかかる発給料や人件費などは、輸出国側の負担となるため、輸出国側から積極的にFTA利用を検討する企業は多くない。多くの企業が、輸入者側からの要請を受けて、初めてFTAの活用を検討し始めるのが実態である。

ただし、FTAの利用は輸出国側の企業にとってもメリットをもたらす。ここでは、実際にFTAを活用している中堅・中小企業の事例を交えながら、輸出国側からみたFTAの活用メリットを見る。

第一に、価格競争力の強化がある。FTAにより輸入者が支払う関税額が減免されれば、輸出者は実質的により安い価格で製品を輸入者に届けることができるようになる。近年では、取引の前提として輸入者からFTAの利用を要求されることも多いが、輸出国側が事前にFTAの活用可否を認識していれば、FTAを営業のツールとして活用することも可能だ。また、輸入者が関税削減分を販売価格の引き下げに使った場合、販売量の増加も見込める。例えば、A社は、タイの提携先の企業に対して、日タイ間のFTAを活用し、繊維製品を輸出している。繊維製品は、FTAの発効後すぐに関税が撤廃されることが多い品目であり、同社の製品に対しても30%程度の一般関税が撤廃されている。A社は、現地の提携先の企業を通して販売を行っており、直接的な関税削減メリットは当該提携先に生じる。しかし、FTAによる関税メリットの多くは現地での販売価格の引き下げに使われているため、販売量の増加が見込める。

東南アジアなどの新興国では、消費市場が拡大し、日本の高品質な消費財に対する需要が増加している。他方、新興市場での取引においては、価格が障壁となることが多い。2012年度の海外ビジネス調査で、輸出を行う上で

の課題について聞いたところ、「コスト競争力」を課題としてあげた企業が5割を超え、最も多かった。中小企業が生産する高品質な消費財の市場開拓において、FTAは有効なツールになると見られる。

第二に、サプライチェーン全体での経費削減効果がある。日本企業のサプライチェーンはアジアを中心に世界全域に広がっている。日本から部品を海外の自社工場に輸出し、海外で完成品を組み立て、現地や世界市場に供給する企業も多い。こうした自社内での取引でFTAを活用した場合、全社的に関税削減効果を楽しむことが出来る。例えば、自動車部品の製造販売を行うB社は、インドネシアの自社工場への輸出に際して、日インドネシアFTAを活用している。同社が輸出している自動車部品は、インドネシア側で5%の一般関税がかかっているが、日インドネシアFTAでは、この関税が撤廃されている。FTAの活用により、同社はひと月で約250万円の関税削減効果を得ている。

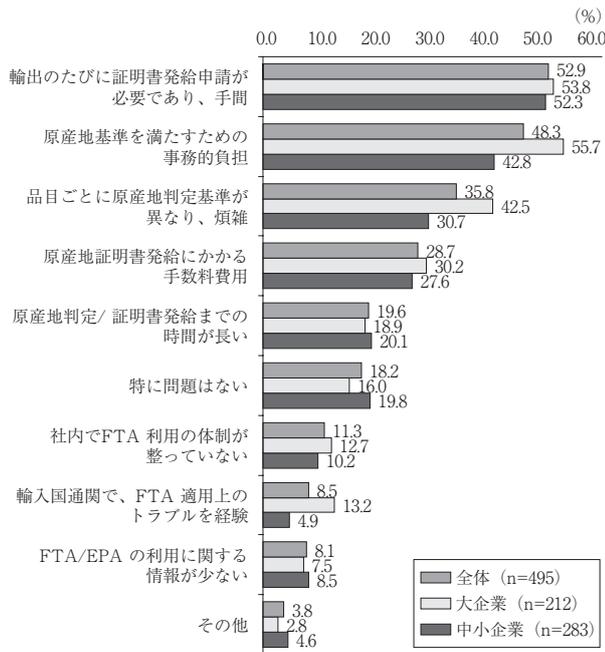
インドネシアでは、保税工場の国内販売比率が上昇する問題が生じている。保税工場は、本来、そこで加工した製品を輸出することを前提として、その製造に必要な部品や原材料に係る関税を免除する制度であるが、一定割合は関税を支払えば国内販売が可能となっている。ところが、最近では、インドネシアの国内市場の拡大を背景に、国内市場の販売比率が上昇し、一定割合を超えてしまう企業も多い。国内販売が増える場合は、保税工場ではなく、FTAを活用した自社工場への輸出を検討することも有効だろう。

第三に、輸入者と交渉し、関税削減メリットを輸出国側でも享受できるようにすることも考えられる。例えば、レンズメーカーであるC社は、スイスへの輸出でFTAを利用している。同社は、原産地証明書の取得にかかる費用とFTA利用によって生じる関税削減額の一部を、輸入者に請求している。こうしたケースにおいては、関税削減効果の配分を巡って輸入者と話し合う交渉力が求められることになる。

■ FTAのさらなる活用に向けて

2012年度の海外ビジネス調査では、輸出においてFTAを利用していない企業に、その理由を聞いている。大企業と中小企業の回答結果を比較すると、「一般関税が無税／免税、または軽微である」の項目で中小企業の回答比率が25.3%と、大企業の比率（37.0%）を大きく下回った。他方、「FTA/EPAの制度や手続きを知らない」の回答比率は大企業が7.1%であることに比べ、中小企業は15.5%と高かった。一般関税が高い場合でも、FTAに関する知識が不足していることで、利用に至らない中小企業も多いと見られる。

図表Ⅱ-22 FTA利用上の課題



〔資料〕「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)から作成

近年では、税関や商工会議所、ジェトロなどが共同でFTAの利用促進に向けたセミナーを国内各地で開催している。FTAに対する関心は高まっており、今後も利用促進に向けた情報提供に力を入れていくことが必要である。

また、FTAを企業にとってより利用しやすい制度にしていく取り組みも必要だろう。図表Ⅱ-22は、2013年度の海外ビジネス調査でFTAを利用している企業に、利用上の課題を尋ねた結果である。全体では「輸出のたびに証明書発給申請が必要であり、手間」を挙げた企業が52.9%と最も多く、「原産地基準を満たすための事務的負担」(48.3%)が続く。現在、日本が採用する原産地証明制度では、原則、FTAを利用する品目に関する原産地の証明に必要な書類を日本商工会議所に提出し、原産性の認定を受けた上で、輸出を行うたびに原産地証明書を取得することが必要となる。一部のFTAでは、政府の認定を受けた輸出者が、自社による判定・申告でFTAを活用する「認定輸出者制度」の併用が認められているが、利用実績はまだ少ない。初回登録時の登録免許税(9万円)

や認定の更新手続きが負担との指摘もある。利用実績の増加に向けたさらなる取り組みが求められる。

大企業と中小企業の差に注目すると、FTAを実際に利用している企業では、多くの項目で大企業の方が、課題を抱えている企業が多いことがわかった。先に見たように、FTAを利用している企業の比率では大企業が中小企業を上回るが、既に利用している企業においては、中小企業のほうが利用上の課題を感じている企業が少ないことが注目される。大企業と中小企業の回答比率の差では、先にみた「原産地基準を満たすための事務的負担」(大企業:55.7%、中小企業:42.8%)や「品目ごとに原産地判定基準が異なり、煩雑」(大企業:42.5%、中小企業:30.7%)で、大企業の回答比率が中小企業を大きく上回っている。大企業においては、多数の部品から構成される製品が多く、また扱う製品数も多いため、中小企業に比べて、原産地証明に係る事務的負担が大きいと見られる。

原産地証明のための付加価値比率の算出やそれに向けたデータ取得などは、初めて行う企業にとっては、必ずしも容易な作業ではなく、この段階での負担を強く感じる中小企業は多い。

しかし、既にFTAを活用している中小企業に対するヒアリング結果からは、原産地証明に係る手続きは習得すれば、その後も同じ要領で対応できることが多いため、一度、FTAを利用した企業は、継続してFTAを利用している傾向が見られた。

ただし、中小企業においては、FTAの実務担当者が限られており、その担当者に実務上の知識が集中することから、その担当者が退職すれば、また一から手続きの習得をしなければいけない状況も生じえる。マニュアルの作成など、担当者のノウハウを全社的に共有できるような仕組みづくりが必要である。

また、原産地証明に係るデータ整備には、生産者や製造部門の協力が不可欠となる。しかし、関税削減のメリットは、これら関係者・関係部門には、見えにくいことも多い。FTAの担当者が生産部門に原産地証明にかかる資料提供を依頼しても、断られるケースもある。FTAの推進部門を支える全社的な取り組みが求められる。

●ASEAN各国のFTA利用促進策

日本企業の海外事業展開の主戦場であるASEAN諸国では、FTAを利用するために必要な原産地証明において、①証明書の電子化、②多くの品目で選択型を採用、③自己証明制度の導入、④FOB価格の記載義務の撤廃といった促進策を講じている。

■原産地証明書の電子化

マレーシアでは、自由貿易協定（FTA）で必要となる原産地証明書の申請が、2013年1月1日から全て電子化された。国際貿易産業省（MITI）は、電子化により同省の審査などにかかる時間を短縮すると同時に、企業側の手続きを簡素化することでFTAの利用率を上げたいと考えている。オンライン申請は2009年から既に開始されていたが、申請者が中小企業や地方在住の場合、必ずしもIT環境が十分ではない状況を考慮し、マニュアルとオンライン申請を併行して運用してきた。しかし、2013年1月からはマニュアル申請を廃止し、オンライン申請のみの受け付けとなった。ただし、MITIは、(1) オンラインシステムが4時間以上作動しない場合、または(2) 終日停電の場合（電力サービス業者からの証明書が必要）は、マニュアル申請を受け付けるとしている。

■多くの品目で選択型を採用

2015年発効予定のシンガポールEU・FTAにおいて、完全生産品（果物や原油など全てが締結国内で生産された物品に適用される基準）を除く非完全生産品の多くの品目で原産地ルールの選択型が採用された。選択型とは、複数の基準からFTAの利用者が基準を選択できる制度で、利用者に柔軟性を与え、FTAの利用を高める制度だ。原産地規則には、(1) 付加価値基準〔物品に対する付加価値をFTA締結国内で一定水準「閾値（いきち）」以上付加した物品に原産資格を付与〕、(2) 関税番号変更基準（最終財の関税番号が、同財の生産に投入された非原産品の関税番号と異なる場合に、原産資格を付与する基準）、(3) 加工工程基準（特定の生産・加工工程が行われた製品に対して、原産資格を付与する基準）があるが、多くの品目で付加価値基準もしくは関税番号変更基準のいずれかを選択できるルールとなっている。

■自己証明制度の導入

ASEAN自由貿易地域（AFTA）における原産地証明の自己証明制度の導入に向けた準備が、ASEAN加盟国間で進められている。現在、ASEAN各国からの域内向

け輸出がAFTAの特恵税率の適用を受けるためには、毎回輸出時に、輸出者が政府当局などから原産地証明書を取得。輸入者に送付し、輸入者が原産地証明書を輸入国の税関に提示して貨物を通関する手続きが求められる。しかし、原産地証明書の発行当局の発給事務は平日・日中に限られるため、タイミングによっては発給までに数日を要することも多い。また近年は、ASEAN域内の海上輸送網の整備に伴う輸送時間の短縮により、近隣諸国向けの輸送においては貨物の方が早く到着してしまい、通関の際に原産地証明書の提示が間に合わない事例も散見される。自己証明制度は、原産地証明書の発給を受ける代わりに、輸出者自身がインボイスなどに自ら申告の文言を記載すれば、輸入国側でAFTA特恵税率の適用を認めるもの。同制度を導入することで、第三者による原産地証明書の発給を待たずに迅速に域内貿易が行えるようになり、域内に広範な生産ネットワークを構築している日系企業にも大きなメリットをもたらすことが期待される。ASEAN各国は2015年末のASEAN経済共同体（AEC）創設までに、全加盟国間で統一的な自己証明制度を採用するための準備を進めている。

■原産地証明書へのFOB価格の記載義務が撤廃

日本ASEAN・FTA（AJCEP）において、原産地基準として付加価値基準を利用する場合を除き、2014年10月1日から原産地証明書へのFOB価格の記載が不要になる予定だ。これまで原産地証明書にFOB価格を記載することが義務付けられてきた。同記載義務は、日本企業を含む多くのユーザーからFTA利用上の阻害要因として指摘されていた。とりわけ、第三国の商社などを介した仲介貿易の場合、輸入者は原産地証明書上に記載されたFOB価格（輸出国の出荷額）と仲介者が発給したインボイス（第三国インボイス）の双方を輸入通関の際の申告書類として用いることになるため、仲介者側にすれば、輸入者に自らのマージンが開示される事態が生じていた。ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）は、毎年行われるASEAN事務総長との対話で、ASEANが締結する各種FTAにおいて、同記載義務の撤廃を継続的に要望してきた。こうした現地日系企業の要望を受けて、記載義務の撤廃が実現した。なお運用の開始にあたっては、6カ月間の移行期間において適用される。そのため加盟国は、新たなフォームの発給の開始を2014年10月1日から2015年3月31日の間に行う。また、カンボジアとミャンマー向け輸出については、適用開始から2年間、旧フォームによる扱いが継続され、引き続きFOB価格の記載が求められる。

2. 多国間貿易ルールの重要性

(1) WTOバリ閣僚会議の成果

■ WTOの危機を救ったバリ合意

2001年に開始したWTOのドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)は、2013年12月にバリ島で開催された第9回閣僚会議(以下、MC9)で大きな成果を挙げた。交渉の一部の分野(貿易円滑化、農業の一部、途上国の開発支援)、いわゆる「バリ・パッケージ」で合意に達したのである(図表II-23)。MC9は、多国間貿易体制の意義が問われる場として、早くから注目を集めていた。閣僚会議で技術的な交渉を行うことは実質的に困難であったため、11月中に事前交渉をまとめることが必須とされていた。ところが、インドが農業に関する合意に難色を示したことなどから、一時ラウンドは絶望的になったかに思われた。WTO加盟国は閣僚会議の場で、会期を1日延長するなどぎりぎりまで交渉を続け、最終的に合意内容を盛り込んだ閣僚宣言を採択することができた。

合意を受けアゼベド事務局長は、「WTOの歴史上初めて、真の意味で成果を出すことができた。WTOの重要性が再確認されただけでなく、ラウンド完結に向けた重要な足掛かりとなる」と述べた。これまで採択された情報技術協定(ITA)や改定政府調達協定などは、一部の加盟国のみが対象となる枠組みであったが、貿易円滑化協定は全加盟国が参加するという点では、WTO発足以来の合意となった。

■ 実効力のある貿易円滑化協定が成立

貿易円滑化ルールは、通関手続きを簡素化し、透明性

を高めることなどを目的とする。具体的には、通関手続きの迅速化・簡易化(電子化、船積み前検査の廃止、窓口一本化等)、透明性の確保(規制の事前公表、不服申立制度)、税関同士の協力等を定める。GATTで貿易円滑化を定めた規定としては、貨物の円滑な通過運送を確保する権利(通過の自由)を規定した第5条、輸出入に関する手数料と手続きに関する第8条、貿易規則の公表と施行に関する第10条が存在する。しかし、第8条では手続き簡素化の必要性を認めるだけで、履行義務を課すものではない。また、第10条には異議申し立てについて規定していないなど、不十分な点が多い。

それに対し、新貿易円滑化協定はより踏み込んだ内容となっている。例えば、貿易手続きにおいて「より貿易制限的でない手段」を取ることや、定期的な見直しを通じて不要な規則を撤廃することなどが義務付けられた。また、相手国の貿易規則に対する異議申し立て制度が具体的に規定された。さらに、協定はWTOの紛争解決手続きの対象となるため、拘束力のある義務となっている点が重要である。WTOは、貿易円滑化協定の実施による世界経済への効果は4,000億ドル~1兆ドルに上り、貿易コストを10~15%削減すると推計している。

貿易円滑化がバリ合意の対象となったのは、他の分野に比べ先進国と途上国の思惑が一致していたためである。途上国が、貿易円滑化の履行に際し先進国から資金や技術面で支援を受ける代わりに、法的拘束力のある義務を負うかどうか焦点となった。途上国は、新たなルールができることによるコストや、ルールを実施する能力の不足を懸念していたが、先進国による技術協力やキャパシティー・ビルディングを協定に盛り込むことで合意した。また、途上国に配慮した結果、先進国が求めていた

協定内容からは相当な妥協があった。例えば、草案で盛り込まれていた「領事手数料の要求禁止」は削除され、「指定通関業者の利用強制を禁止」する規定も、協定発効前に導入された措置には適用されないこととなった。

MC9前の最大のハードルとなったのが、キューバの反対であった。キューバは、協定が「通過の自由」を定めるとすれば、米国による対キューバ禁輸措置がこれに反すると主張していた。両国はアゼベド事務局長との協議を経て、最終的には閣僚宣言に「GATT第5条(通過の自由)の無差別原則は引き続き有効で

図表II-23 バリ合意の概要と交渉時の途上国の主張

分野	概要	合意内容	途上国の主張
貿易円滑化	貿易取引の時間とコストの削減により、貿易投資を拡大	新たな「貿易円滑化協定」の内容に合意。	キューバなどが、協定が先進国に有利なものであるとして合意に反対。(2014年以降は、インドやアフリカ諸国が反対強める。)
農業	食糧備蓄	食糧安全保障目的の公的備蓄を紛争処理の対象としない(…※)。恒久的解決は4年後を目処に。	インドが、左記※を強硬に主張。
	関税割当の運用	関税割当情報の公表、割当発給手続きの迅速化、未消化の関税割当に対する改善メカニズム設置。	先進国の関税割当は上限まで活かされていないと主張。
	輸出補助金	輸出補助金、及び同等の効果を持つあらゆる措置を最大限自制する。	ブラジルなどの途上国グループが、米EUの輸出補助金撤廃を要求。
開発	途上国や後発途上国(LDC)に対する優遇措置	無税無枠の拡大、特惠原産地規則ガイドライン策定、サービス特惠の運用化、優遇条項の履行確認メカニズム設置。	(2014年に入り、エクアドルが毎年履行状況をレビューする必要性を強調。)

[注] ()内は2014年以降の動き。

[資料] WTO、経済産業省資料から作成

あることを再確認する」文言を盛り込むことで決着した。貿易円滑化協定は、2015年7月までの発効が期待されている。しかし、インドの反対により、目標であった2014年7月末までの正式採択は実現できなかった。加盟国は9月以降に議論を再開する予定であるが、先行きは不透明である。

■農業分野では先進国、途上国双方が歩み寄る

農業分野（食糧備蓄、関税割当の運用、輸出補助金）においては、最大の難関となったのが食糧備蓄に関するインドの主張であった。インドは、食糧を備蓄して貧困層に配給するための政府支出を、WTO農業協定で認められた補助金の上限枠から除外することを強く求めた。事前交渉で一旦は、2017年までの間は同政府支出を「WTO紛争解決の対象としない」ことで合意しかけた。しかし、2014年に総選挙を控え、国内、特に農村部の世論に配慮したインドは、この案を強硬に拒否した。最終的には米国などの譲歩により、「恒久的な解決策が得られるまでの間」食糧安全保障のための政府支出を、WTO紛争解決の対象としないことで合意に至った。

農業輸出補助金の撤廃も争点であった。ブラジル、アルゼンチンなど途上国グループは、米国、EUによる様々な形態の農業輸出補助金の撤廃を要求してきた。しかしMC9前には、ブラジルなどの途上国グループが「全ての形態の輸出補助金の撤廃をポスト・バリの優先課題とする」と事実上譲歩する声明を発表し、バリ合意では、輸出補助金の撤廃に関しては努力義務を定めるにとどまった。このように、バリ合意達成の背景には、先進国と途上国が妥協しつつも、何らかの成果を挙げようとする強い政治的姿勢が示された。

2014年5月にケアンズ・グループ（カナダや豪州など19カ国の農業輸出国が結成する非公式連合）が提出した報告書によると、輸出補助金の削減を予定していた18カ国のうち、半数が既に補助金の全廃を報告済みであり、米国、EU、カナダなど残りの国も、2008年時点の議長テキストに従い相当な削減を行ってきている。

その他、関税割当制度の運用の透明性向上と、未消化分の運用改善についても合意に至った。特に先進国に対しては、制度の運用上、割当枠が上限まで生かされていないとの批判があった。これに対しバリ合意では、枠の上限に対する輸入量が3年連続で65%に満たない場合には、枠の上限までの範囲で、国や企業の条件に関わらず輸入を認めることとした。

■ドーハ・ラウンド妥結への道りは険しい

バリ合意は、多国間貿易体制の存続に貢献したものの、実態としてはごく一部の交渉分野で前進したにすぎない。ドーハ・ラウンド全体を復活させるための課題は山積し

ている。バリ閣僚宣言では、ラウンド妥結に向けて、今後の交渉方針を定めた作業計画を2014年内に策定することを表明した。アゼベド事務局長は、ラウンドが決裂した2008年時点のテキストをベースに、早期に方向性を固めたい考えを示している。その際、ラウンドの主要分野でありながらMC9での議論が見送られた、農業、非農産品市場アクセス、サービスの3分野につき、改めて交渉再開の道筋を模索するのが最重要課題となっている。5月にジェットロのセミナーで講演したアゼベド事務局長は、この3分野で交渉再開の機運が芽生えれば、他の分野でも打開への糸口が見いだせると指摘し、全分野をカバーする本来のラウンドに立ち返る意欲を示した。

ただし、比較的合意の容易な分野に限定したMC9でも交渉は難航し、多国間交渉の難しさは改めて浮き彫りとなった。最大の成果であった貿易円滑化協定についても、採択の期限とされていた2014年7月末の直前まで、アメリカや後発途上国が部分合意の実効性に疑義を呈したり、インドが反発を強めたりするなど、議論が後退し、協定の採択が見送られた。さらに、作業計画の鍵となる主要3分野についての先進国と途上国の立場は、ラウンドが決裂した2008年時点と基本的に変わっておらず、意見集約は難航しそうである。

WTO設立から約20年間、交渉分野の増加と複雑化、加盟国の増加、途上国の発言力強化など、状況は大きく変容してきた。ラウンドが採用する一括受諾と全会一致という従来のシステムが立ち行かなくなっていることが、多国間貿易体制の重石となっている。

(2) プルリ交渉の展望

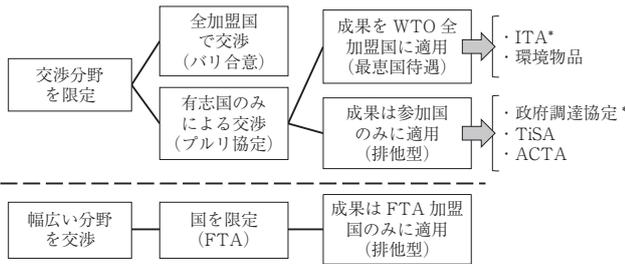
■新立法機能としてのプルリ協定とその意義

その観点では、2011年のMC8の意義は大きかった。ドーハ・ラウンドでは従来、主要3分野を含めた全分野の交渉を並行させる一括受諾を目指してきた。しかしMC8では、このシステムの限界を加盟国で共有し、一部分野を切り離した部分合意も許容する方針に転換した。これが、MC9の部分合意の実現につながることも、有志国によるプルリ協定交渉を推進させることとなった。

プルリ協定は複数国間で形成されるが、包括的なFTAとは異なり個別の分野ごとに独立した枠組みである（図表Ⅱ-24）。分野が特定されていることで一括受諾の、加盟国が少ないことで全会一致の弊害をそれぞれ緩和できるため、意思決定が比較的容易で、スピード感のあるルール形成が可能である。ラウンドが困難を極める中、プルリ協定の重要性が増している^(注8)。

プルリ協定の中にも、WTO枠内のものと枠外のものがある。前者のメリットとして、参加国数の増加が期待で

図表II-24 貿易ルールの類型



[注] *は発効済み。最恵国待遇は「WTO枠内」のプリア協定。排他型は、政府調達協定のみ「WTO枠内」、その他は「WTO枠外」のプリア協定。

[資料] 経済産業省資料などから作成

きることや、協定がWTO紛争解決手続きの対象となるため拘束力が保障されること、などが挙げられる。一方デメリットとして、WTOルールに組み込む際に全加盟国の合意を取り付ける必要があることや、特定分野の交渉が先行することで他分野の推進力が弱まり、分野横断的な交渉が困難になること、がある。こうした弱みを克服するのがWTO枠外のプリア協定ということになる。

■期待大きいも難航するITA拡大

WTOの枠組みにおけるプリア協定としては、ITAがある。半導体、コンピューター、通信機器などのIT関連製品、約200品目の関税撤廃等を規定したITAは1996年に成立し、現在79カ国・地域が加盟している。しかしITA発効から時間が経ち、当時普及していなかったIT製品もいまや多く出回っている。このため、新型半導体、医療機器、半導体製造装置などを中心に、関税撤廃の対象とすべき品目の拡大が求められてきた。

2012年5月に開始したITAの品目拡大交渉には、2014年7月現在26カ国・地域が参加している。他のプリア協定とは異なり、アジアや中南米の途上国も積極的に参加していることが特徴である。IT品目の中には途上国が輸出競争力を持つものも多いことと、ITAを改正しても大きな制度変更が必要ないことが背景にある。MC9でも他分野の部分合意とともに成果が期待されており、2013年前半までジュネーブでも妥結に向けた機運が高まっていた。拡大対象の品目は、交渉開始当初の357品目から、2013年6月時点で256品目まで絞り込みが進んでいた。しかし、中国がこのうち約60品目の除外と、別の約80品目につき最長10年の関税撤廃猶予を要求したことを機に、2013年11月以降交渉は停滞している。2014年に入ってから、スイスがHS2007に基づく37品目の簡易リストを提案するなどして、同年5月のAPEC貿易相会合で一定

[注8] WTO枠内のプリア協定と位置づけられる改定政府調達協定は、2014年4月に発効した。協定は対象政府機関の拡大や調達基準額の引き下げを主な内容とする。今回の改定により、新たに800億~1,000億ドル規模の市場が開放されると推計される。

の進展を目指したが、現時点まで中国と先進国との溝は埋まらず、具体的なリスト確定には至っていない。

上記256品目は未詳のため、交渉の初期段階でたたき台となった357品目を参考値として集計したところ、世界の拡大ITA輸出額は、2013年に過去最高の2兆7,383億ドルとなった。途上国を中心に高関税品目も多いため、関税撤廃が実現すれば、日本の電気機器産業にも朗報となるであろう。

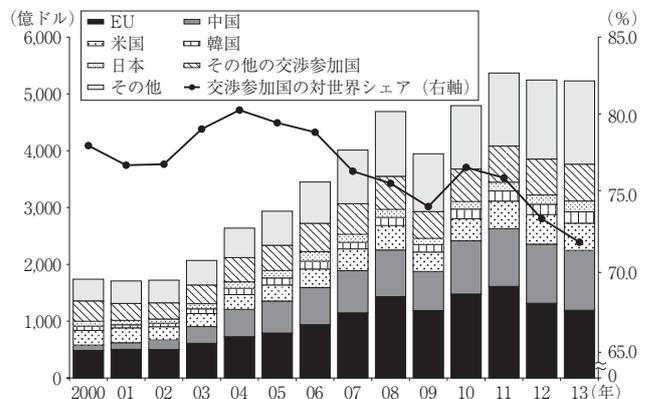
■環境物品自由化の議論が再び活性化

環境物品とは、環境対策に必要な物品や環境負荷の低い物品を指す。太陽光発電パネル、風力発電タービン、廃棄物処理装置、環境計測器などが想定される。環境物品の貿易自由化は、輸出拡大に寄与するのみならず、環境保全にも好影響を与えるとの認識から、WTOでも自由化を検討してきた。しかしここでも、先進国と途上国との対立が先鋭化し議論は停滞していた。そこで、2014年1月のダボス会議で、日本、米国、EU、中国など14カ国・地域の有志国が、新たな交渉枠組みの立ち上げを発表し、同7月には正式に交渉を開始した。

ベースとなったのが、2012年9月にAPECサミットで合意した、HS73、84、85からなる54品目のリストである。APEC加盟国は、リストにある品目の実行税率を、2015年末までに5%以下に引き下げることを目標としている。APEC合意は拘束力がなく約束水準も低いものの、初めて環境物品の定義に合意したという点で高い評価を得ていた。1996年に成立した現行ITAで、APECが先行し後にWTOにうまく落とし込めた経験から、環境物品についても同様の経緯で合意したいとの期待がある。

WTOでの環境物品交渉は、APECリストから更に対象品目を拡大することを目指している。6月上旬に開かれた米国USTRの公聴会で、米国企業からは、浄水関連機器、発電所で用いるシールやガスケット、自転車、と

図表II-25 世界の環境物品貿易額（輸入額ベース）



[注] 交渉に参加しているのは、オーストラリア、カナダ、中国、コスタリカ、EU、香港、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイス、台湾、米国。

[資料] 各国貿易統計から作成

いった具体的な品目と併せて、蓄電、上下水、製紙といったシステム単位での輸出自由化にも期待が寄せられた。

参加国の拡充も課題である。APECリストを基に集計すると、世界の環境物品の貿易額（2013年の輸出入計）は、1兆427億ドルである。WTOにおける自由化交渉の参加国が全体に占める比率は、輸出で92.6%、輸入で72.0%である。つまり、現時点の交渉国間で合意が実現すれば、約7割の相手国に対する輸出が自由化する。しかし、交渉参加国は先進国が中心のため、新興国の輸入増に伴い、対世界シェアは徐々に低下している（図表Ⅱ-25）。ロシア、インド、ブラジルといった、主要な輸入国を中心に、途上国を枠組みに取り組み意義は大きい。

■交渉が活発化する新サービス貿易協定

一方、WTO枠外のプल्ली協定として、新サービス貿易協定交渉（TiSA）がある。サービスもITAと同様、情報通信技術の発達などによりGATSを超える新たなルール整備が求められていた分野である。

TiSA交渉に参加している国・地域間では、サービス章を含むFTAが40件以上発効している。TiSAはまずこうした既存FTAのサービス条項を整理し、現行のルールを強化する方針である。TiSAは、GATS第5条（地域統合）を根拠としたFTAの形態を取る可能性が高く、合意の効果はTiSA参加国に限定される。

2014年7月現在、23カ国・地域が交渉に参加している。中国が2013年9月に参加の意を示したが、EUがこれを歓迎する一方、米国は、中国のITA拡大交渉における強硬な姿勢や、米国との二国間投資協定交渉で提示している約束水準の低さ、WTO電子決済紛争における勧告の履行不十分などを理由に、中国の参加に難色を示している。その他の国も基本的には、ITA拡大交渉や環境物品交渉が目指すような参加国の拡充よりも、ハイレベルな約束の達成の方をより重視しているようである。

2014年6月に行われた第7回会合では、前回会合までに交わされた各国の提案に基づき、市場アクセス、人の移動、国境を越えたデータの移動など、個別具体的な分野の議論に入った。EUやスイスなどが提案書を公開している他、パキスタンとパラグアイ以外の参加国も提案を提出したと報じられる。米国やEUの提案が、韓国とのFTAをベースにするなど、各国は既存枠組みで約束した最高水準の提案を行っている。条文は、GATSと

同様に、協定本文に、金融サービスや電気通信・電子商取引に関する五つの附属書が伴う形式となる予定である。分野別の約束方法は、市場アクセスではポジティブリスト方式、内国民待遇ではネガティブリスト方式を採用する。

米国やスイスは、サービスが貿易全体の3割前後を占めるが、日本はその比率が2割にも満たず、輸出拡大の余地は大きい。日本のサービスの輸出先としては、アジアが台頭してきたものの、TiSAメンバーでもある欧米がいまだに全体の半分を占める。日本企業の海外展開に当たり、TiSAによるサービス自由化により、高い約束水準の下で障壁が低減されることが望ましいと考えられる。

(3) WTOの重要性は不変

■保護主義抑止に果たす役割

WTOには、①立法機能（貿易自由化交渉の推進）、②監視機能（貿易ルールの運用）、③司法機能（紛争解決手続き）の三つの機能がある（図表Ⅱ-26）。①については先述の通り、部分合意やプल्ली協定の動きがありつつも、ラウンドの停滞は完全には解消されていない。しかし、そのこととは独立に②と③は機能している。むしろ②と③が形骸化すれば、貿易自由化の実現どころか、保護主義への歯止めが利かなくなってしまう。

まず②について、各国が保護主義に走らないよう、にらみを利かせるWTOの監視機能は重要である。リーマン・ショック後に保護主義的措置が多く導入されたにも関わらず、経済ブロック化に陥らなかったことは、WTOの存在によるところが大きいと評価されてきた。しかし、現在でも保護主義への懸念は完全には払拭されておらず、日本の海外ビジネスの障害となる恐れもある。

保護主義蔓延への危機感から、WTOはG20の貿易措置に関する報告書を定期的に作成している。2013年11月から2014年5月までを記録した第11版報告によると、G20による保護主義的措置の導入件数は2012年後半以降高止まりしたままである（第8版以降、順に71件→109件→116件→112件）。これまでに導入された措置の累積により、

図表Ⅱ-26 WTOの機能とその評価

	機能		評価	課題
①立法機能 (貿易自由化交渉)	自由・無差別な多国間貿易ルール作りと、貿易自由化の合意。	×	交渉は行き詰っていたが、第9回WTO閣僚会議で、初の部分合意を達成。	バリ合意の実施と、プल्ली協定交渉の推進。
②監視機能	現行貿易ルールの履行状況の審査と保護主義の抑止。	○	加盟国は各委員会に貿易投資措置を通報。報告書により問題点を可視化。	違反に対する十分な抑止効果、報告された問題点の是正効果に疑問も。
③司法機能	紛争解決機関による貿易紛争の司法的解決および履行確保。	○	当事国は紛争解決機関の判断を概ね履行。判例蓄積はルール明確化にも貢献。	基礎となるルール（立法機能）が不十分な場合、司法的解決には限界も。
<新> 調整機能?	増加を続けるFTA間のルールを調整・収斂。	-	FTA間で異なるルールの調整・収斂する架け橋の役割を期待。	国際的議論の不足。FTAは発効するまで実態不明なため、WTOとしても動けない。

〔資料〕各種報道、経済産業省資料、セミナー資料などから作成

世界貿易の4.1%が抑制されたとWTOは推計している。

件数の増加だけではなく、内容面にも問題がある。例えば、関税引き上げは譲許税率の範囲内であれば合法であるし、アンチダンピングなどの貿易救済措置も、WTOルールに従って運用する限り問題とならない。しかし、2013年のアンチダンピング調査件数は、新興国による調査活発化により2年連続増加の283件と、2000年前後の水準にまで高まった。その他で目立つ動きが、強制規格の導入である。TBT（貿易の技術的障害に関する協定）では、必要以上に貿易制限的な強制規格の導入を禁じているが、その判定は難しい。TBT委員会にて「特定の貿易上の懸念」として、措置の明確化の要請や、不要な貿易障壁であるとの指摘が表明された措置の件数は、2013年も73件と高止まり（2012年は過去最高の94件）した。このような、WTOルールを隠れ蓑にしたとも捉えられかねない保護主義の実態を、常に組織的に把握、監視する機能は引き続き不可欠である。

③司法機能も、紛争解決機関を持つWTOにしか果たせない。WTO紛争解決手続きは、通商問題の政治化を避け、不履行に対して対抗措置の発動を認めるなど、効果的な制度として威力を発揮してきた。1995年のWTO発足以来2014年7月までに付託された紛争件数は479件で、GATT46年間の314件と比べて極めて多い。しかも2012年からの2年間、紛争件数は約10年ぶりの高水準にある。件数の増加はシステムに対する各国の信任の表れであるとともに、停滞する立法機能を判例で補完し、類似措置を防止する役割を果たしている。

■ FTAルール調整役としてのWTO

企業活動の国際化と生産ネットワークの進展により、グローバルなルールが今まで以上に必要とされている。WTOの立法機能が十分に働かない中、ルール作りは今やFTAが担っている。各国が通商戦略の軸足をFTAにシフトさせる流れは、簡単には変わらないと見られる。

実際FTA、特にメガFTAが果たす役割は大きい。二国間FTAのみでは、企業はFTAごとの対応を迫られ作業

負担が増える。複数のルールを整理統合した包括的、かつWTOよりもハイレベルなルールを比較的短期間で形成できる点で、メガFTAのメリットは大きい（図表Ⅱ-27）。

しかし、メガFTAでも解決が困難な問題がある。その一つが、参加国と非参加国との格差である。FTAの積み重ねだけではすべての途上国をルールに組み込むことはできない。経済規模の小さい途上国は、FTA間の隙間に埋もれてしまう恐れがある。二つ目が、非関税障壁の性質に起因する問題である。通信、金融、基準・認証といった、水際措置を超えた国内規制やルールは、FTAの規律のみでは不十分で、多国間でルールを決めてこそ意味がある。三つ目が、監視機能と司法機能である。域外の保護主義に対してFTAでは対処できない上、紛争解決手続きにおいてもWTOほどの効果は期待できない。このように、①立法機能の一部、②監視機能、③司法機能において、FTAのみでは達成し得ないWTOの重要性が確認できる。バリ合意で弾みのついた部分合意と、動きつつあるプリア交渉で①のモメンタムを保ちつつ、②と③を維持、強化することが望ましい。

加えて、WTOが新たに果たせる役割がある。FTAの相次ぐ発効により、FTA相互のルールの調和が求められる。メガFTAである程度の調整が可能とはいえ、原産地規則やルールの違いはどうしても生じる。特に関税撤廃の面で、FTAごとの手続きに多くのリソースを割けない中小企業にとって、包括的なルールの意義は大きい。ルール作りがFTA中心に進む中、FTA間のルールのハーモナイズが必要であり、その役割を果たすのに最適な機関はやはりWTOであると考えられる^(注9)（図表Ⅱ-26、27）。FTA増加が、国際機関であり多国間条約であるWTOの存在意義を改めて認識させることになっている。

（注9）松下満雄東京大学名誉教授は、WTOの貿易政策検討機関（TPRB）を活用できる可能性を示唆している。具体的にはTPRBが、①FTAとWTOとの関係を研究、②WTOとFTAの関係を調整、③個々のFTA間の通商ルールの差異や矛盾を除去軽減し、FTA間の通商政策及び規制の収斂に寄与するための施策を講ずる、ことが想定される。

図表Ⅱ-27 通商枠組みごとの長所と短所

枠組み	長所	短所
WTO (160カ国)	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的なルール形成 ・ルールの地理的カバー率が広い ・保護主義の効果的な抑制 ・判例豊富な常設紛争解決機関の存在 ・経済ブロック化の懸念なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・合意に時間がかかる ・先進国と途上国間の対立により、ハイレベルなルール形成が困難 ・政治的な同盟関係の強化は不可
メガFTA (3カ国以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・相当程度の統一的、かつハイレベルなルール形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間FTAより時間がかかる ・経済ブロック化の懸念あり
二国間FTA	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間での合意 ・ハイレベルなルール形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・小国をカバーできない ・域外の保護主義への対応不可 ・紛争解決手続きが未熟、WTOとの関係を要考慮

〔注〕メガFTAの定義は様々であるが、ここではECIPE資料に従い、①3カ国以上が加盟し、②世界貿易の相当程度（25%）をカバーし、③WTOプラスの要素を含むもの、とした。

〔資料〕欧州国際政治経済研究所（ECIPE）、各種セミナー資料から作成